令和2年度林野庁補助事業

木材需要の創出・輸出力強化対策のうち「クリーンウッド」普及促進事業のうち

協議会による普及啓発活動

令和2年度 協議会による普及啓発活動 報 告 書

令和3年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会

はじめに

この報告書は、令和2年度「協議会による普及啓発活動」の成果概要を取りまとめたものである。

当会では、違法伐採問題に対処するため、平成 18 年度から木材関係団体等の協力も得ながら「違法伐採総合対策推進事業」など関連事業に取組んできた。 林野庁が平成 18 年に定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき、現在では全国 150 の認定団体から認定を受けた約 12,100 の事業者が合法木材を供給している。さらに、この取組が始まってから 10 年後の平成 28 年 5 月に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」が成立し、合法木材を取り巻く環境も大きな転機を迎えることとなった。

この法律を適切に運用していくためには、合法伐採木材を使うことの意義を木材関連事業者のみならず、広く一般の消費者にも正しく理解してもらうことが重要になってくる。今年度の事業では、全国及び地方で合法伐採木材利用促進のための協議会を開催して検討を行うとともに、木材関連事業者、消費者向けの普及啓発活動を実施した。

本報告書がクリーンウッド法の理解・普及と、合法伐採木材の一層の利用の促進のための一助になれば幸いである。

令和3年3月

一般社団法人 全国木材組合連合会 会長 鈴 木 和 雄

令和2年度「クリーンウッド」普及促進のうち 協議会による普及啓発活動 報告書 目次

はじめに

第	1章 概 要	
1	事業の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	取組の成果と報告書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(4	年間スケジュール)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第	2章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催	
1	合法伐採木材利用促進全国協議会の開催	
	(1) 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(2) 開催結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	都道府県レベルの協議会(地方協議会)の開催	
	(1) 開催概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(2) 開催結果報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第	3章 全国レベル及び都道府県レベルの合法伐採木材等の普及啓発活動	
1	全国レベルの普及啓発活動	
	(1) Japan Home & Building Show 2020 への出展・・・・・・	18
	(2) 建築・建材展 2021 への出展・・・・・・・・・・・・	18
2	都道府県レベルの普及啓発活動	
	(1) 普及啓発セミナーの開催・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2) イベント出展等による普及啓発活動・・・・・・・・・・	24
巻:	末資料	
1	合法伐採木材利用促進全国協議会における林野庁説明資料・・・・・	29
2	合法伐採利用促進全国協議会(第2回)の配布資料(全木連分)・・	35
3	地方協議会における全木連説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
4	合法伐採木材普及促進地域協議会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65

第1章 概 要

1 事業の骨子

平成 18 年に林野庁が定めた「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(以下ガイドライン)」に基づき合法証明がなされた木材・木材製品(以下「合法木材」という。)の供給体制は、令和 3 年 3 月末で 12,100件を超え、全国各地でその整備が進展している。合法木材は、グリーン購入法に基づく公共調達の対象となっているのみならず、一般住宅についても建築施工や木材製品の製造に係る幅広い関係者に普及拡大している。

また、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) が施行され、木材関連事業者は、自らが取り扱う木材、木材製品について、その合法性を確認することが求められることとなった。この法律の中で新たに登録制度がつくられ、登録木材関連事業者の数も令和3年3月時点で500件を超えるまでに増えてきた。

このような状況の中、クリーンウッド法に基づいた合法伐採木材の確認を行う際の課題や、実効性が高く効率的な取組とするための工夫・方策等について意見交換・情報交換等を行うための全国及び都道府県レベルでの協議会を開催するとともに、広く事業者・一般消費者へのクリーンウッド法の意義や合法伐採木材の理解・周知のための普及啓発活動を行った。

2 取り組みの成果と報告書の構成

(1) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催(第2章)

林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体等、登録実施機関、クリーンウッド法に関する海外調査事業実施団体等による、合法伐採木材利用促進全国協議会を年度内に2回(9月、2021年2月)開催した(2回目の全国協議会は書面で開催)。

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用 促進を進めるための認定団体等からの出席者から構成される地方協議会を、 全国 12 か所(栃木県、埼玉県、千葉県、山梨県、富山県、石川県、福井県、 岐阜県、三重県、京都府、熊本県、鹿児島県、なお、埼玉県は準備会議)で 開催した。

(2) 全国レベル及び都道府県レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動(第3 章) 事業者及び一般消費者に広く合法伐採木材の普及を行い、クリーンウッド法の周知を進めて合法伐採木材の利用促進を図るための全国レベルの展示会に出展して普及啓発活動を実施した。

- ① Japan Home & Building Show 2019 ふるさと建材・家具見本市 2020 年 11 月 東京ビッグサイト(東京都江東区)
- ② 建築建材展 2021

2021年3月 東京ビッグサイト (東京都江東区)

また、全国協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木材の利用 促進を進めるための普及啓発活動(普及啓発セミナーの開催、イベント等へ の参加)を実施した。普及啓発セミナーについては、地方協議会を開催した 12 の府県のうち 8 か所(栃木県、千葉県、富山県、石川県、福井県、岐阜 県、京都府、熊本県)で開催した。

令和2年度協議会による普及啓発活動事業 <年間スケジュール>

	全国レベルの協議 会の開催	都道府県レベルの協議会の 開催	全国レベルの展示 会での普及啓発	都	道府県レベルの普及啓発
2020年4月					
5月					
6月					
7月					
8月		25日 地方協議会(栃木県)			
9月	30日 全国協議会 (第1回)	18日 地方協議会準備会 (埼玉県)		イベン	
10月				ト 等 の	
11月		26日 地方協議会(石川県) 30日 地方協議会(三重県)	11~13日 Japan Home & Building Show 2020	普 及 啓	26日 普及啓発セミナー(石川県)
12月		2日 地方協議会(福井県) 9日 地方協議会(熊本県) 21日 地方協議会(京都府)		発活動	1日普及啓発セミナー(京都府)、2日 普及啓発セミナー (福井県)、9日 普及啓発セミナー (福井県)、9日 普及啓発セミナー(熊本県)、17日 普及 ア 啓発セミナー(栃木県)
2021年1月		13日 地方協議会(岐阜県) 29日 地方協議会(鹿児島 県)			13日 普及啓発セミナー(岐 阜県)
2月	中旬 全国協議会 (第2回、書面)	5日 地方協議会(富山県) 12日 地方協議会(千葉県)			5日 普及啓発セミナー(富山県)、12日 普及啓発セミナー(千葉県)
3月		5日 地方協議会(山梨県)	9日~12日 建築 建材展2021		

第2章 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催

1 合法伐採木材利用促進全国協議会の開催

(1) 開催概要

クリーンウッド法(以下、CW 法)の円滑な運用に資するとともに、合法伐採木材の利用を促進するための方策・課題等を検討するための協議会(合法伐採木材利用促進全国協議会)を設置し会議を2回(9月、2021年2月)開催した。(2021年2月の協議会は書面会議)

全国協議会には、林野庁ガイドラインに基づき全国を対象として合法木材供給事業者の認定を行っている認定団体、登録実施機関、クリーンウッド法の海外関連情報の調査事業実施団体、環境 NGO 等からそれぞれ約 30 名が出席した。また、主管官庁(林野庁)からも担当者に出席いただき、出席者と合法伐採木材利用促進の課題等について検討を行った。

(2) 開催結果報告

1) 第1回合法伐採木材利用促進全国協議会

【主 催】 一般社団法人 全国木材組合連合

【日 時】 2020 (令和2) 年9月30日(水) 13時30分~15時00分

【場 所】 日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D 会議室

東京都千代田区

【参加者】(敬称略)

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合 常務理事兼事務局長 金井 誠

日本合板工業組合連合会 専務理事 上田 浩史

(一社) 日本特殊加工化粧板協議会 事務局長 平原 章雄

全国銘木連合会 常務理事 酒井 彰

日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆

(一社) 木材表示推進協議会 会長 岡野 健

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会 専務理事 田中 謙司

全国森林組合連合会 林政·指導課課長 清水 俊雄

日本集成材工業協同組合 事務局次長 藤田 誠三

全国素材生産業協同組合連合会(兼 全国国有林造林生産業連絡協議会)

事務局長 山下 誠

- (一社) 日本林業経営者協会 専務理事 池田 直弥
- (一社) 全国木材市売買方組合連盟 事務局長 草野 洋
- (一社) 全国木造住宅機械プレカット協会 常務理事 下堂 健次

(一社) 日本フローリング工業会 (兼 日本複合・防音床材工業会) 事務局長 直海 弘

全国木材チップ工業連合会 専務理事 大迫 敏裕

- (一社) 日本オフィス家具協会 事務局長 斎藤 忠廣
- (一社) 日本家具産業振興会 専務理事代行 高橋 清司
- (一社) 日本家具保証協会 代表理事 岡本 真二
- (一社) ウッドマイルズフォーラム 理事長 藤原 敬
- ○クリーンウッド法登録実施機関
 - (公財) 日本合板検査会 専務理事 尾方 伸次
 - (公財) 日本住宅・木材技術センター 首席研究員 辻 祐司
 - (一財) 日本ガス機器検査協会 環境検証室長 柳澤 衛
 - (一財) 日本森林技術協会 CW 法登録業務室 三宅 芳博
 - (一社) 北海道林産物検査会 事務局長 南田 英樹
- ○海外調査機関
 - (一社) 日本森林技術協会 事業部国際協力 G 長補佐 松本 淳一郎
 - (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 研究員 鮫島 弘光
 - (一社) 全国木材検査・研究協会 事務局長 小澤 眞虎人
- ○環境 NGO

国際環境 NGO FoE Japan 理事 三柴 淳一

○主管庁

林野庁林政部木材利用課 課長 長野 麻子

- ル 林業・木材産業情報分析官 伊巻 和貴
- " 合法伐採木材利用推進班 課長補佐 山嵜 康司
- " 企画調整担当専門職 楠 祐馬

【プログラム】

開会 13:30

挨拶

- 1. クリーンウッド法の進捗状況について 説明: 林野庁木材利用課
- 2. 本年度事業の概要について
- 3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関す る意見交換

終了 15:00

会議の内容(議事と主な質疑・意見等)は次の通り。

① クリーンウッド法の進捗状況について

林野庁より、資料(CW 法定着実態調査の結果報告、登録状況の説明)により説明があった。

② 本年度事業の概要について

事務局(全木連)より、資料(事業の概要)とすでに栃木県で開催された地 方協議会の結果概要の報告があった。

③ 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動等に関する意 見交換

[主な質疑・意見]

- (NGO) 我々も登録をすすめるということで合意してやってきたが、果たして登録をこのまま推進していくことがこの法律の目的にかなっていることなのか、再検証する必要がある。現行の合法性だけでは(持続可能性の観点からは)リスクがまだあると考えている。日本の国内でも誤伐・盗伐問題が出てきている。あらためてリスク管理の意識を定着させていくことを求めたい。
- (団体) 施主が合法伐採木材にもっと関心を持つようにすることが必要。木 拾い表に「産地」も追加したらどうか。国単位の「産地」が分かれば施主も 関心を持つようになるのではないか。
- (団体) CW 法の 5 年後の見直しのスケジュール、レビューの予定があれば 教えてほしい。CW 法の中に今までのガイドライン (GL) がどうかかわって いるのかわかりにくい。法律の見直しをするときに GL の団体認定の仕組み を法律の中に組み込んでほしい。
- → (林野庁) 見直しについては、5 年をめどに施行状況を踏まえ検討することとしているが、現時点でお話しできることはないところ。CW 法の中での GL の位置づけとして、基本方針の中で GL の証明方法は「確認に活用できる」と明記されている。
- ○(登録実施機関)多くの木材関連事業者が自分たちに関係することとは思っていないのではないか。日本全体でどれぐらいの木材関連事業者がいるのか、どれぐらいのポテンシャルがあるのかわからない。どれぐらいの規模感でどういうことをやっていくのか明確にしていくことを法律の理解促進と並行して進めていく必要がある。
- (海外調査実施機関) ESG 投資などの観点から、合法性に加えて持続可能性への関心が高まっている。CW ナビの中で合法木材に加え、森林認証材など、持続的に生産された木材についても位置付けることが重要となる。また、CW 法の成果を見るときに、500 社という登録件数を見るのではなく、登録事業

者が扱った量を見る方がアピールになるのではないか。さらに、GLによる方法は CW 事業者登録までのステップアップとして位置づけさせることができるのではないか。

- (団体) 建設業界から卸売事業者に対して木材調達についての過大な要求がきて困っている。三菱地所は 2030 年までに国産材 100%を目指し、合板についても持続可能性についての要求をしてきているが、それに全て供給で応えられる事業者はない。GL で証明書の例が示されたように、CW 法でも確認できる書類の実例を CW ナビの中で示してもらえると事業者にもわかりやすく安心する。CW 法を進めるにあたって、我々のやってきた団体認定事業はどう対応したらよいのか。
- (海外調査機関) 国の補助事業が登録事業者の増加につながったとの話があったが、今後ほかにもそのようなことを考えているのか。
- → (林野庁) 各種事業において CW 事業者登録を要件として求めていく方針。 林野庁では来年春の森林・林業基本計画の改定に向けて作業をしている。そ の時に CW 法の話を盛り込んでいきたい。





第1回合法伐採木材利用促進全国協議会の様子

2) 第2回合法伐採木材利用促進全国協議会(書面開催)

【主 催】 一般社団法人 全国木材組合連合

【日 時】 2021 (令和3) 年2月16日 (火) に参加者にメールで資料を配布して書面で開催

【参加者】(資料を送付した団体)

○合法木材供給事業者中央認定団体

日本合板商業組合

日本合板工業組合連合会

(一社) 日本特殊加工化粧板協議会

全国銘木連合会

日本木材輸入協会

(一社) 木材表示推進協議会

全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会

全国森林組合連合会

日本集成材工業協同組合

(一社) 全日本木材市場連盟

全国素材生産業協同組合連合会(兼 全国国有林造林生産業連絡協議会)

- (一社) 日本林業経営者協会
- (一社) 全国木材市売買方組合連盟
- (一社) 全国木造住宅機械プレカット協会

日本ツーバイフォーランバーJAS 協議会

- (一社) 日本 LVL 協会
- (一社) 日本フローリング工業会 (兼 日本複合・防音床材工業会)

全国木材チップ工業連合会

- (一社) 日本家具産業振興会
- (一社) 日本家具保証協会
- (一社) ウッドマイルズフォーラム
- ○クリーンウッド法登録実施機関
 - (公財) 日本合板検査会
 - (公財) 日本住宅・木材技術センター
 - (一財) 日本ガス機器検査協会
 - (一財) 日本森林技術協会
 - (一財) 建材試験センター
 - (一社) 北海道林産物検査会
- ○海外調査機関
 - (一社) 日本森林技術協会
 - (公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES)
 - (一社) 全国木材検査・研究協会
- ○環境 NGO

国際環境 NGO FoE Japan

○主管庁

農林水產省林野庁林政部木材利用課

経済産業省製造産業局生活製品課

国土交通省住宅局住宅生產課木造住宅振興室

【内容】

事前にメールで配布資料(巻末資料を参照)を送付し、それに対する質問、 意見等を募集した。寄せられた意見、質問等を整理し(質問には回答を付けて) 資料配布先に3月16日(火)にメールで送付した。

いただいた質問(とそれに対する回答)、ご意見は以下の通り

○登録実施機関 A

- ・一般的な概念となっている ISO9001 の冒頭にあるプロセスアプローチと PDCA サイクルやデュー・ディリ (DD) を念頭にすすめていくのも一考。 プロセスは、実施する、または実施した事業の一つ一つ、結果はアンケート調査や地方協議会で出された意見、全国協議会や推進委員会での意見と登録件数の推移などで、各事業 (プロセス) の検証をする。
- ・地方協議会で出された意見等は、少々整理をしてみて、必要な情報は追加してクリーンウッド法に対する"リスク緩和"を考えてみる。

\bigcirc NGO

資料「地方協議会で出された意見等について」への質問

①地方協議会から上っている二つの意見について、林野庁と全木連のご見解を お聞かせください。

<補足説明>

地方協議会の2つの意見

- ・GL の認定について、認定団体は更新の際に現地確認を行うべき。また FIT の 関係上木質バイオマス認定者については慎重に扱うべき。(行政)
- ・チップ工場、発電所間が分別管理をしっかり行っているからこその FIT 制度。 チップ工場は特に慎重に現地調査を行うべき。(素材生産組合)
- → (林野庁) 木質バイオマスに係るFIT制度の運用については、経済産業省 の「事業計画策定ガイドライン (バイオマス)」に基づき適切に行われるも のと考えています。
- → (全木連)発電に供する木質バイオマス認定については、FIT 制度で買取価格 に直接反映されるものでもあることから全木連からも認定団体(特に県木連) に対してバイオマス証明に関する GL の運用を適切に行うようお願いしてき たところです。具体的な取り扱いについては、認定実施要領を定める認定団 体の判断となりますが、認定更新の際にも新規認定の時と同様に事業者に対 する認定をしっかり行ってもらうことが必要で、その観点から現地調査を行

うことは適切であると考えます。

- ②①とは別の地方協議会で上がっている「CW 法制度と GL 制度の一本化」について、林野庁のご見解をお聞かせください。
- → (林野庁) CW 法は合法性の確認を求めているものです。GL は CW 法の中で合 法性の確認に活用できる方法とされているもの(合法性等の証明に取り組む に当たっての留意事項を取りまとめたもの)です。今後も両者の関係性について引き続き周知していきたいと考えておりますが、詳細は下記 URL の P14 をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/2-4hou gaiyou igi.pdf

○登録実施機関 B

- ・地方協議会で出た意見として、「グリーン化事業では証明書の連鎖があったが CW 法ではそこがわかりにくい。」とありますが、このご意見の具体的な意味を教え願います。
- → (全木連) 林野庁ガイドライン (GL) による合法木材が条件となっている場合、GLに基づいた合法証明書があるかないかで明確に区別ができましたが、 CW 法では GL による証明書がなくてもその他の方法で合法性が確認できれば合法伐採木材であることの証明ができる、という点からのご意見でした。

○林野庁ガイドラインの認定団体

- ・本協議会当初から提起されていることでもあり、各地方協議会のなかで出される意見の主要なものとして、「合法伐採木材利用に関するいろいろな取組みや制度を整理してもらいたい」というものがある。
- ・一方では SDG s への取組みが事業者によって語られ始める中、制度の整理とわかりやすい運用と活用が大きく求められているものと思う。従って、今年は、この観点から合法伐採木材利用の取組みと制度を、見直し整理する良い機会と思う。

2 都道府県レベルの協議会(地方協議会)の開催

(1) 開催概要

前記1の全国レベルの協議会の開催を受けて、都道府県レベルで合法伐採木 材の利用促進を進めるため、地方協議会を全国 12 カ所で 2020 年 8 月~2021 年3月にかけて開催した。(昨年度の事業では、北海道、宮城県、富山県、山梨 県、宮崎県の5カ所で開催)

地方協議会には、林野庁ガイドラインに基づく合法木材供給事業者認定団体 (県木連、県森連、県素協等)、木材地区組合、建築・建設団体、行政関係者等 が参加して、合法伐採木材の利用促進のための課題を話し合い、情報交換・意 識の共有をするとともに、地方における普及啓発活動についての検討を行った。 (今年度新たに設立した 2 県の協議会規約を巻末資料に掲載)

また、協議会の中には、登録木材関連事業者の企業の方や学識経験者を招い て講演をしてもらったところもあった。(地方協議会の実施一覧をこの章の最後 に掲載した。)

今年度は、年度はじめから新型コロナウイルス感染症拡大で大きな影響を受け、当初は15の団体が地方協議会の実施を計画していたが、計画通りに実施できなかったところが3団体あった。また、開催したところでも、感染症対策として座席の間にパーテーションを設置したり、オンラインで開催するなど実施に苦労したようである。さらに、令和3年1月に政府から発出された緊急事態宣言により、やむを得ず開催直前に中止した団体もあった。

(2) 開催結果報告

以下に、会議の開催順に概要を示す。詳細は、後頁に掲載した「地方協議会、 普及啓発セミナー実施結果一覧」を参照のこと。

① 栃木県での実施

開催日:2020年8月25日(火)

場所:ホテルニューイタヤ「蓬莱」(栃木県宇都宮市)

② 埼玉県での実施

開催日:2020年9月18日(金)

場所:埼玉県林材会館4階会議室(さいたま市)

③ 石川県での実施

開催日:2020年11月26日(木)

場所: KKR 金沢「孔雀」(石川県金沢市)

④ 三重県での実施

開催日:2020年11月30日(月)

場所:サンワーク津第1会議室(三重県津市)

⑤ 福井県での実施

開催日:2020年12月2日(水)

場所:福井県嶺北木材会館1階中会議室(福井市)

⑥ 熊本県での実施

開催日:2020年12月9日(水) 場所:ホテル熊本テルサ(熊本市)

⑦ 京都府での実施

開催日:2020年12月21日(月)

場所:ホテルルビノ京都堀川「金閣」(京都市)

⑧ 岐阜県での実施

開催日:2021年1月13日(水)

場所:ぎふ森林文化センター3階「東農桧ホール」(岐阜市)

⑨ 鹿児島県での実施

開催日:2021年1月29日(金)

場所:ホテルレクストン鹿児島「五條」(鹿児島市)

⑩ 富山県での実施

開催日:2021年2月5日(金)

場所:パレブラン高志会館(富山市)

① 千葉県での実施

開催日:2021年2月12日(金)

場所:千葉県木材市場協同組合(千葉県東金市)

② 山梨県での実施

開催日:2021年3月5日(金)

場所:県庁防災新館 409 号室(山梨県甲府市)

地方協議会では、全木連から担当者が出席し(埼玉県、鹿児島県を除く)、本事業の実施状況、全国協議会の結果報告、クリーンウッド法の取組状況と登録の現状についての報告の後、参加者からの意見交換が行われた(協議会での全木連からの配布資料は巻末資料を参照)。

「協議会で出された主な意見・質疑等」(開催順に記載)

- ○栃木県協議会(2020年8月25日)
- ・外構部の木質化支援事業を利用するため登録。CW 法の内容や確認の仕方については、勉強しながらやっているところ。(建築事業者)
- ・当社の顧客はハウスメーカーであり、顧客への取引上の必要性から登録した (顧客からの要請あり)。(製材・建材販売事業者)

- ・登録はしたが、助成金の事業以外でのメリットは感じられない。(建築事業者)
- ・地方で地元の顧客を相手に国産材をメインにして商売をしている限りは、違法伐採の意識は希薄。国産材を使っていれば合法性は当たり前。CW法は、建築・設計関係者に普及した方が良い。(製材事業者)
- ・国有林から原木を調達しているため、購入の際に有利になるように登録した。合法証明書が欲しいという要望は年々増えている。(製材事業者)
- ・どの登録・認定を取っていれば、どの流通に対応できるのか複雑で非常に分かりにくい。もっと簡略化してわかりやすくすべき。(流通関係団体)
- ・CW 法については、もっと厳しく罰則があるものにする必要がある。森林認証材が増えているが、お金をかけて取得してもそれを材価に反映できない。(森林組合)
- ○埼玉県協議会(準備会)(9月18日)
- ・協議会設立までを考えていたが、参加者から「普及活動への協力はよいが、 協議会を設立して組織的・継続的に活動していくことに対しては団体としての 決定が必要である。」との意見が出たためいったん各団体に持ち帰り検討する ことになった。
- ○石川県協議会(11月26日)
- ・集成材等の JAS 認定で付き合いのある合板検査会に登録の申請をしたので、 比較的スムースに手続きは終わった。(集成材製造事業者)
- ・施主からのニーズがない。法律まで作ったのであれば、政府が一般の人への 後方、普及活動と登録木材関連事業者になることのメリット等についてより周 知を図るべき。(建築関係団体)
- ・輸入材については輸入する際にしっかり確認すれば、川下まで確認する必要がないのではないか。(建築士団体)
- ・中国、ベトナム等加工貿易国から輸入される家具、モールディング等の造作 材などの中間製品、最終製品については、いわゆる建材商社を通さずに輸入さ れるものも少なくなく、ロット単位で製造を依頼し、継続的な取引がされてい ない、輸入業者の把握が困難など状況。(木材団体)
- ・国土交通省のグリーン化事業のグループの構成員は、川上から川下までの法 律上の木材関連事業者であり、国土交通省と林野庁で話し合って、登録事業者 であることをグループの構成員の要件にすればよい。(建築関係団体)
- ○三重県協議会(11月30日)
- ・建築会社にとっては、エンドユーザー(施主)からの声が一番重要。そこから CW や登録の話が出てくるようになれば我々もその気になるが、そうでなければ登録の必要性を感じない。(建築関係事業者)
- ・登録のきっかけは外構部の木質化支援事業。登録の際にすべての仕入れ先か

ら合法証明書が取れるかどうかを確認したが、個人経営の事業者からとるのに 苦労した。(建築関係事業者)

- ・公共物件の納入の際に有利になると思っていち早く登録した。JAS 認定取得 については必ず聞かれるが、CW 法の合法性確認についてはほとんど聞かれな い。(集成材製造事業者)
- ・登録をしていると顧客への PR になるということを国が積極的に広報してほしい。(行政)
- ・これからは登録することのメリットと並行して登録していない場合のデメリットも考えるようになると良い。県が調達する物件に登録事業者を優先して採用すると良いのではないか。(建築関係事業者)
- ○福井県協議会(12月2日)
- ・森林認証(CoC)も CW 法の登録も取ったがそれがあったために受注できた ものはまだ1件もないので、取得したメリットはない。また、取引先からその ような問い合わせも要望も来ない。(流通関係事業者)
- ・この法律がどこに落ち着くのか、どうしたら正確に情報を伝えることができるかが重要。消費者への PR をしっかりやってほしい。お客さん(住まい手)からのクレームはこちらに来る。我々だけに責任を負わされることがないよう合法性の確かなものを供給してほしい。グリーン化事業では証明書の連鎖があったが CW 法ではそこがわかりにくい。(建築関係団体)
- ・我々は今までのガイドライン (GL) に従い合法証明書を出している。登録の メリットが感じられない。(森林組合)
- ・登録でどれだけ負担が増えるのか、登録するとどう良くなるのかといった具体的なメリットを明示してほしい。(木材組合)
- ・川上側はトレーサビリティが取れるような仕組みがあるが現状では需要がない。中小企業は登録にコストをかける余裕がなく、登録して利益が出るような 状況でない現状では登録はできない。(木材組合)
- ・建築業者のマークがあるように登録事業者であることがわかるマークがあれ と良いのでは。(建築関係組合)
- ○熊本県協議会(12月9日)
- ・まず合法木材の定義がわからない。(建築士組合)
- ・森林組合では GL に基づいて合法木材の証明書を発行してきた。 CW 法は住宅 サイドの川下側に広めていくべき。 (森林組合)
- ・CW 法の登録をしたが取引先から登録番号を教えてほしいとの問い合わせが あったぐらいでそれ以外に登録を求められたことはない。以前の木材利用ポイントのような制度の中で CW を使うことが有利になるような仕組みがあれば 利用が進む。(木材組合)

- ○京都府協議会(12月21日)
- ・合法性の確認作業について、社寺仏閣や裏庭など森林計画対象外の伐採では 合法性の確認できる書類が添付されていないことがある。(行政)
- ・森林組合からは合法木材の証明書が出てくるが、一般の素材生産業者からは そうなっていないところもある。(市場関係団体)
- ○岐阜県協議会(2021年1月13日)
- ・森林組合系統は経営計画に基づき伐採しており合法性は当然。森林認証も広がる中で、何故今更伐採合法性について会議を行うのか理由がわからない。(森林組合)
- ・伐採後のトレーサビリティをきちっとすることが重要。(研究機関)
- ○鹿児島県協議会(1月29日)
- ・GL の認定について、認定団体は更新の際に現地確認を行うべき。また FIT の関係上木質バイオマス認定者については慎重に扱うべき。(行政)
- ・チップ工場、発電所間が分別管理をしっかり行っているからこその FIT 制度。 チップ工場は特に慎重に現地調査を行うべき。(素材生産組合)
- ○富山県協議会(2月5日)
- ・CW 法登録事業者増加の大きな要因は、外構部の木質化支援事業であると考えている。登録をこのような補助事業で推進しても補助事業次第となってしまうのではないか。(流通事業者)
- ・公共建築物について、建築側にも一定の理解が進んできているが、公共建築物という枠の中では普及に限界がある。(建築関係事業者)
- ・CW、合法木材、(国交省の) グリーン化事業等、似たような名前が氾濫している。建築、木造等に関しても SDG's などの大きな流れの中で一元化した、わかりやすい取り組みが求められる。(流通事業者)
- ・合法伐採木材、CW 法、森林認証等について、相談してもちゃんと答えてもらえる専門家が少なすぎる。国、県等に専門家を配置して、ホームページでの情報公開だけでなく、相談できる場を拡大すべき。(流通事業者)
- ○千葉県協議会(2月12日)
- ・川下ではなく供給側自体にも浸透していない。合法伐採木材を利用する側から要求を出してもらうような取組も行う必要があるか。(木材団体)
- ・CW 法、グリーン購入法、ガイドラインに基づく合法証明、森林認証、国交省のグリーン化事業等似たような言葉が多くて現場は混乱している。それぞれの仕組みで要求される条件も参加している事業者も異なることから現場の工務店からすると発注後に役所から異なった証明書を求められ補助事業への参加を難しいものにしているのではないか。(工務店団体)
- ・GL に基づく合法証明はわかりやすいが、CW 法に基づく合法伐採木材は木材関

連事業者である工務店等が「確認しました。」というだけでいいのか。(木材団体)

- ○山梨県協議会(3月5日)
- ・森林認証、GLの合法木材の認定事業者、県産材認証といろいろな制度があり、 いずれも CW 法の確認に使えることから、事業者にとってはどの認証を優先す べきかわからず迷っているのが現状。中小規模の事業者には複数の認定・登録 を受けるのは費用と手間がかかり負担が大きい。(森林組合)
- ・県内の登録事業者はまだ 1 件しかないが、登録件数だけを見て当県の合法伐採木材への理解が遅れていると誤解してほしくない。県産材認証制度で合法木材の証明をしており、その数は県内で 75 事業体程あり、特に本件が合法木材の認識が低いわけではない。(木材協会)

地方協議会の様子



栃木県での地方協議会



石川県での地方協議会



熊本県での地方協議会



鹿児島県での地方協議会

令和2年度 地方協議会、普及啓発セミナー実施結果一覧

		地方協議会								
NO	実 施 団 体 名		協議会							
		開催日	場所	全木連 出席者	開催日	開催日場所		参加者		
1	栃木県木材業協同組合連合会	8/25	宇都宮市	加藤	12/17 大田原市		加藤	39		
2	(一社)埼玉県木材協会	9/18	さいたま市							
3	(公財)石川県木材産業振興協会	11/26	金沢市	森田	協議会	協議会と同時開催		100		
4	三重県木材組合連合会	11/30	津市	加藤						
5	福井県木材組合連合会	12/2	福井市	角•加藤	協議会と同時開催		加藤∙角	75		
6	(一社)熊本県木材協会連合会	12/9	熊本市	角•加藤	協議会	協議会と同時開催		70		
7	(一社)京都府木材組合連合会	12/21	京都市	角	12/1	12/1 京都市		32		
8	岐阜県木材協同組合連合会	1/13	岐阜市	角	協議会	協議会と同時開催		19		
9	(一社)鹿児島県林材協会連合会	1/29	鹿児島市							
10	富山県木材組合連合会	2/5	富山市	森田	協議会と同時開催		森田	80		
11	(一社)千葉県木材振興協会	2/12	東金市	森田	協議会と同時開催		森田	17		
12	(一社)山梨県木材協会	3/5	甲府市	加藤						

セミナーの参加者合計: 432

第3章 全国レベル及び都道府県レベルでの合法伐採木材等の普及啓発活動

今年度の事業では、全国レベルの普及啓発活動に加え、都道府県レベルでも 地方協議会の開催場所で普及啓発セミナーやイベント出展等の普及啓発活動を 実施した。展示会への出展や普及啓発セミナー等のイベントの開催に当たって は、新型コロナウィルス感染症対策に十分配慮したうえで行った。

1 全国レベルの普及啓発活動

大消費地圏で開催されている、木材・建材・住宅関連の全国レベルの展示会に出展し、クリーンウッド法や合法伐採木材についての PR を行った。各展示会での活動状況の詳細は、以下の通り。

(1) Japan Home & Building Show 2020への出展

令和2年11月11日(水)から13日(金)に、東京都江東区有明の東京ビッグサイト南展示棟で開催された「Japan Home & Building Show 2020」(主催:(一社)日本能率協会)の中の「ふるさと建材・家具見本市」に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上と合法伐採木材の住宅等への利用拡大を目的とし出展した。展示会全体の来場者数は約8,700名であった。この展示会でも、出展に当たっては、合法木材認定団体及び合法木材供給認定事業者の協力を得て、合法伐採木材の木製品の展示等を行って普及PRした。

主な展示等内容は、以下の通り。

- a 合法木材製品(まな板、湯桶、お盆等の小木工品)の展示
- b クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- c クリーンウッド法の関連資料 (パンフレット等) の配布

(2) 建築・建材展 2021 への出展

令和3年3月9日(火)から12日(金)に、東京都江東区有明の東京ビッグサイト西展示棟で開催された「建築・建材展2021」(主催:日本経済新聞社)に、クリーンウッド法及び合法伐採木材の理解度の向上を目的とし出展した。展示会全体の来場者数は約39,500名であった。(同会場で同時開催のJAPAN SHOP 2021、建築・建材展2021、ライティング・フェア2021の合計)

全木連ブースの主な展示等内容は、以下の通り。

- a 「クリーンウッドの部屋」の展示
- b 合法木材製品(まな板、湯桶、お盆等の小木工品)の展示

- c クリーンウッド法の紹介タペストリーの展示、説明
- d クリーンウッド法の関連資料 (パンフレット等) の配布

○Japan Home & Building Show 2020 の写真



全木連の展示の様子



会場内の様子

○建築・建材展 2021 の展示写真



ブース内展示の様子①



ブース内展示の様子②

2 都道府県レベルの普及啓発活動

本年度事業で活動を行った地方協議会のうち、8 か所で普及啓発セミナーを開催した。セミナーでは、全木連が講師を務め、環境配慮型社会への流れやクリーンウッド法の意義と内容について説明した。また、クリーンウッド法の登録事業者にも講演してもらったところもあった。8 か所のセミナーに合計 400名余りが参加した。このほかに、地方で開催されるイベント等に出展して普及活動を行った協議会もあった。

(1) 普及啓発セミナーの開催

以下に開催順に概要を示す。詳細をまとめた一覧は、第2章の最後に掲載した「地方協議会、普及啓発セミナー実施結果一覧」を参照のこと。

① 石川県での実施

開催日:2020年11月26日(木)

場所: KKR ホテル金沢「鳳凰」(金沢市)

② 京都府での実施

開催日:2020年12月1日(火)

場所:ホテルルビノ京都堀川「金閣」(京都市)

③ 福井県での実施

開催日:2020年12月2日(水)

場所:福井県嶺北木材会館2階(福井市)

④ 熊本県での実施

開催日:2020年12月9日(水)

場所:ホテル熊本テルサ3階「たい樹」(熊本市)

⑤ 栃木県での実施

開催日:2020年12月17日(木)

場所:栃木県県北体育館研修室(大田原市)

⑥ 岐阜県での実施

開催日:2021年1月13日(水)

場所:ぎふ森林文化センター3階「東農桧ホール」(岐阜市)

⑦ 富山県での実施

開催日:2021年2月5日(金)

場所:パレブラン高志会館カルチャーホール(富山市)

⑧ 千葉県での実施

開催日:2021年2月12日(金)

場所:千葉県木材市場協同組合2階多目的ホール(東金市)

セミナーで出された主な質問や意見は下記の通りであった。

○石川県セミナー

- ・CW 法と GL の仕組みが併存しており、補助事業の交付申請に必要な合法証明書についても建築事業者等からの添付書類の要請が混乱している。CW 法も GL の認定と証明の連鎖の仕組み(登録事業者だけが証明書を発行できる仕組み)に改正して一本化したらどうか。
- ・登録実施機関は東京等にしか所在していないが、各都道府県に設置するよう な予定はないのか。メールや電話での問い合わせだけでは、申請の方法等な かなか理解できない。

○京都府セミナー

・素材生産業を行っており登録事業者になりたいと思いっているがどのような 手続きが必要か。(→素材生産業者は木材関連事業者ではないので登録はでき ない。)

○福井県セミナー

- ・林野庁ガイドライン(GL)とCW法の関係について教えてほしい。
- ・CW 法の登録はどのようなタイミングで検討すればよいか。(→各事業者の判断で検討してほしい。取引先から求められて登録した例もあるし、求められなくても自社の PR として、またビジネス上でメリットがあると判断して先手を打って登録した例もある。)

○岐阜県セミナー

・全木連が CW 法の登録実施機関になる考えはないのか。(→業界団体は登録 実施機関にはなれない。)

○富山県セミナー

・合法伐採木材、森林認証、ウッドマイルズ等同じような取組が乱立していて、 理解することや施主等への説明が難しい。地元の小規模事業者も取り組みや すい環境が必要であり、制度の整理もお願いしたい。

以下に普及啓発セミナーの写真を掲載する。



石川県セミナーの様子



京都府セミナーの様子



熊本県セミナーの様子



栃木県セミナーの様子

(2) イベント出展等による普及啓発活動

地方協議会の普及活動として、10の府県で地域のイベント等に出展し、タペストリーの掲示、パンフレット等の普及資料の配布、来場者への説明を行った。 普及活動の実施一覧を次ページに掲載する。



栃木県の普及活動の様子



熊本県の普及活動の様子

令和2年度 イベント出展等による普及啓発活動実施一覧(都道府県レベルの普及啓発)

		実 施 結 果					
NO	実施場所(府県)	時 期	イベント全体の来場者数(人)				
1	栃木県	10/17~18	「あつまれ!とちぎ木育の森2020」出展	1,500			
Ľ	彻水朱	11/18 「とちぎ県産材普及推進展示会」出展		80			
2	埼玉県	9/26 ~ 27	「レイクタウンエコウィーク2020」出展	10,000			
	均上示	10/27 クリーンウッド法 住宅・非住宅補助事業説明会		20			
3	石川県	10/17 ~ 18	「第42回石川の農林漁業まつり」出展	5,000			
4	三重県	1/31	「親子木工体験・すのこを作ろう」(主催)でPR	50			
		10/11	「みどりと花の県民運動大会」でPR	5,000			
5	福井県	12/4~10	福井県立図書館来場者へのPR(コーナー設置)	1,500			
5		12/11~25	福井県生活学習館への来場者へPR(コーナー設置)	500			
		9/30~12/9	県建築組合、各種研修会でPR	120			
6	11/8		「くまもと森づくり活動の日in立田山」出展	500			
0	熊本県	2/24	研修会においてクリーンウッドのPR	35			
		8/22~23	イオンモール久御山店「見とき、使っとき、京都の木」 でPR	400			
7	京都府	12/11	ナイス「ウッド ビルディングショー」でPR	120			
		12/1~2/28	京都環境フェスティバル2020でPR(コーナー設置)	250			
		8/23	「キッズタウンぎふ」出展	240			
8	岐阜県	11/21~22	「ウッドコレクション2020INあいち」出展	140			
		9/1~1/15	各種協議会、シンポジウム会場等でPR	125			
9	富山県	10/10	「とやま木と住まいフェア2020」でPR	300			
10	山梨県	11/24、12/20	「金川フォレスタフェリーチェ」出展	1,500			

イベント来場者数合計

27,380

[巻末資料]

- 1 合法伐採木材利用促進全国協議会における林野庁説明資料
 - 1-1 第1回全国協議会
 - 1-2 第2回全国協議会
- 2 合法伐採木材利用促進全国協議会(第2回)の配布資料 (全木連説明分)
- 3 地方協議会における全木連説明資料
- 4 合法伐採木材普及促進地域協議会規約(栃木県、鹿児島県)

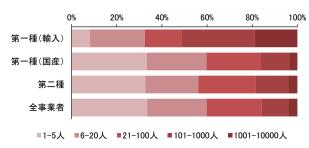
1 クリーンウッド法定着実態調査の結果概要 (1) アンケート回答者の概要

○1,500の木材関連事業者を対象にアンケートを送付したところ、292事業者(全体の約2割)から回答。 ただし、回答者は種別、業種別、登録・未登録別、規模等にばらつき。

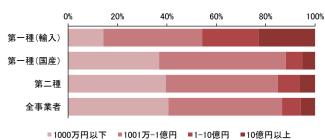
■ 事業内容分類ごとの事業者数

事業内容	全事業者	うち登録 事業者
①丸太ないし木材製品の輸入:第一種(輸入)	37	16
②自社が国内で所有している森林ないし国内の樹木の所有者から調達:第一種(国産)	88	17
③海外から輸入している事業者や国内の原木市場、他の木材関連事業者から調達:第二種	199	33
④木材加工	117	17
⑤国内流通	109	23
⑥建築建設	93	10
CW法における木材関連事業者	259	37
全回答事業者	292	37

■ 従業員数規模別の事業者数の割合



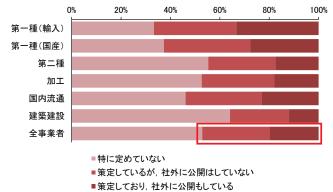
■ 資本金別の事業者数の割合



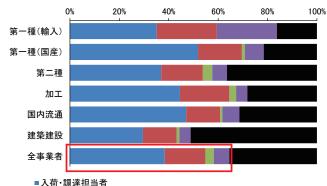
(2) 木材の入荷・調達方針の策定、責任者・部局の設置状況

〇合法性等に関する入荷・調達方針の策定状況については、回答者の約半数が定めており、約2割が公表も行っている。 〇合法性の判断・承認の責任者の設置について、約6割で責任者や部局を定めていた。

■ 合法性等に関する入荷・調達方針の策定状況の割合



■ 合法性の判断・承認の責任者の割合



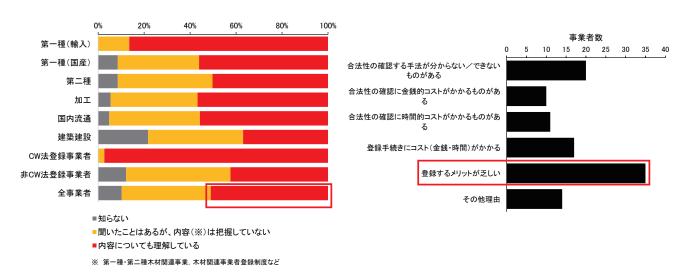
- ■入荷·調達担当者
- ■入荷·調達担当部署
- ■その他の部署
- ■入荷・調達担当部署や環境・CSRに関する部署など、全社レベルの協議
- ■特に指定していない

(3) クリーンウッド法の認知度、登録を行わない理由

- ○クリーンウッド法の認知度については、回答者の約半数は法律の内容について理解。
- 〇内容を理解しているにも関わらず登録を行う予定はないと回答した木材関連事業者が登録を行わない理由について、最も回答 が多かったのは「登録するメリットが乏しい」。

■ クリーンウッド法の認識の割合

■ 登録しない理由



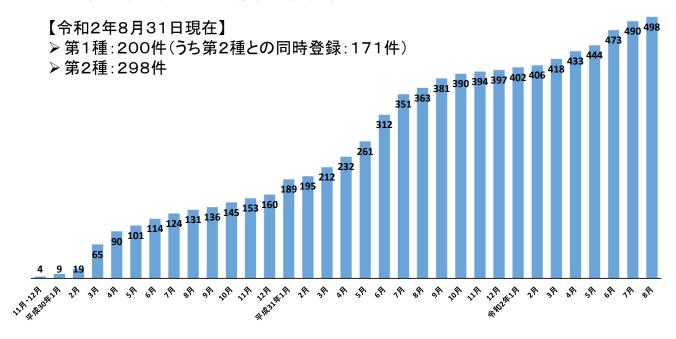
(4) 合法性を確認できる情報の取得状況、合法性を確認する際の課題

- 〇合法性を確認できる情報の取得について、回答者の約7割が、合法性を確認できる書類や追加的情報の取得によって全量の 合法性を確認。
- ○合法性を確認する際の課題について、「課題・問題を感じることは無い」が最も回答が多かったが、合法性の確認の「メリットが乏しい」も多かった。また、輸入材の合法性の確認については、伐採国における法制度や木材流通に起因する課題を挙げた回答が多数。



2 木材関連事業者の登録の現状

(1)木材関連事業者 月別登録累計数:件数

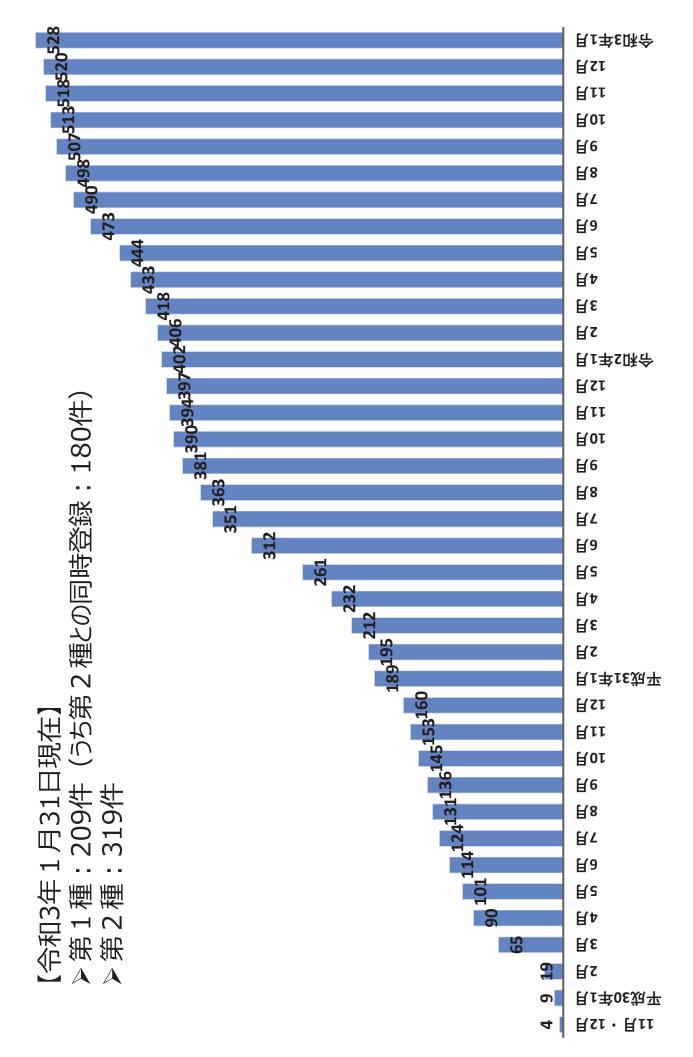


(2)都道府県別・地域別登録木材関連事業者数(令和2年8月31日時点)

北海道		東北		関東		中部		近畿		中国·四国		九州	
北海道	39	青森県	5	茨城県	3	新潟県	11	三重県	7	鳥取県	4	福岡県	6
		岩手県	13	栃木県	7	富山県	9	滋賀県	7	島根県	4	佐賀県	1
		宮城県	10	群馬県	18	石川県	5	京都府	13	岡山県	9	長崎県	1
		秋田県	34	埼玉県	10	福井県	3	大阪府	29	広島県	6	熊本県	10
		山形県	5	千葉県	7	山梨県	1	兵庫県	10	山口県	4	大分県	4
		福島県	11	東京都	63	長野県	8	奈良県	10	徳島県	11	宮崎県	17
				神奈川県	8	岐阜県	13	和歌山県	6	香川県	6	鹿児島県	9
						静岡県	15			愛媛県	3	沖縄県	1
						愛知県	21			高知県	1		
計	39	計	78	計	116	計	86	計	82	計	48	計	49

[※] 本集計は、登録木材関連事業者の本社等代表住所地で集計したものであり、部門や事業所等の登録状況を反映したものではない。

月別登録累計数 木材関連事業者



全国計 528

21

盂

52

盂

88

盂

94

盂

119

盂

84

盂

40

盂

22

愛知県

高知県

九州·沖縄 业 大分県 巡 辿 迴 巡 驰 迴 鹿児島 福岡 佐賀! 熊本 沖縄] 声亭] 四馬 4 4 6 / 4 _ က 13 凹 覧に基づく都道府県別・地域別登録木材関連事業者数 · 田 田 鳥取県 島根県 阻口闸 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 灬 6 32 3 10 10 近畿 和歌山県 大阪府 兵庫県 京都府 驰 辿 驰 画画 滋賀! 昗 袱 10 2 4 ω 13 20 日明 新潟県 富山県 長野県 石川県 灬 业 业 业 福井 三紫河 岐阜 静岡 _ က ∞ 12 ∞ 8 63 翼東 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 東京都 灬 群馬 4 2 登録の一 37 10 Ξ 東北 岩手県 秋田県 口形県 灬 驰 灬 青森 宮城り 福島 4 北海道 北海道

9

4

17

10

 全国計
 I . II II

 29
 180

	Ħ	9	0	-	∞	1	6	9	-		32
華	п,п	0	-	0	2	3	9	က	0		15
九州•沖縄	н	1	0	0	0	0	2	-	0		4
九,	種別 都道府県名	相四階	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	四。	鹿児島県	沖縄県		丰
	П	3	2	5	4	2	7	5	-	1	30
H	Ι, Π	1	2	3	3	2	9	2	2	0	21
EI EI	Ι	0	0	-	0	0	0	0	0	0	1
	種別都道府県名	鳥取県	島根県	田田	広島県	当口丌	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	
	п	5	7	œ	20	7	4	က			54
	п,п	2	2	4	1	3	5	က			30
近畿	I	0	0	-	-	0	-	-			4
	種別都道府県名	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			盂
	п	7	9	5	က	0	4	9	15	19	65
	Ι, Π	3	က	0	-	1	2	9	2	က	24
中	Ι	1	-	0	0	0	2	-	0	0	2
	種別都道府県名	新潟県	二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	石川県	福井県	日梨県	長野県	岐阜鴻	静岡県	愛知県	+
	П	2	9	16	8	5	27	3			67
	п, п	0	2	-	4	2	33	4			46
麗	Ι	1	0	-	0	0	က	-			9
	種別都道府県名	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県			+
	п	3	9	9	28	4	6				56
	Ι, Π	4	9	4	7	1	0				22
東光	I	0	2	0	2	0	2				9
	種別都道府県名	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県				
	Ħ	15									15
	п, п	22									22
北海道	I	3									က
一	種別都道府県名	北海道									卡

登録の一覧に基づく都道府県別・地域別・事業別(第一種、第二種)登録木材関連事業者数

2020 (令和 2) 年度「『クリーンウッド』普及促進事業のうち協議会による普及啓発活動」の実施状況

実施:(一社)全国木材組合連合会

1 趣旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)が平成 29 年 5 月 20 日施行された。本法が目指す合法伐採木材等の普及促進のために、各種の普及啓発活動を実施する。

2 事業の目的

平成 18 年度から林野庁ガイドラインに基づく合法木材の供給体制の整備を行ってきた認定団体、合法木材の供給を行ってきた認定事業者がクリーンウッド法に基づく合法伐採木材等の確認等を円滑に行うための課題や、実効性が高く効率的な取組とするための工夫・方策等について、意見交換、情報交換等を行い、提案を行うとともに、広く事業者、一般消費者等へのクリーンウッド法の意義や合法伐採木材の理解・周知のための普及啓発活動を実施する。

3 事業の実施状況

- (1) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催
- ○全国レベルの協議会

〈実施目的〉

合法伐採木材の利用促進を進めるため認定団体等による協議会(全国協議会) を開催する。

〈開催時期と回数〉

第1回2020年9月30日(水)都内で開催

第2回2021年2月書面会議で開催

〈議題内容〉

- ・国からの情報提供
- ・クリーンウッド法の運用の課題に関する情報交換
- ○都道府県レベルの協議会

〈実施目的〉

都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるため認定団体等による協議会(地方協議会)を開催する。

〈開催回数と場所〉

全国 11 カ所で開催済み、今後 2 カ所で開催予定 開催した地方協議会の結果概要については別紙(資料 5-1,2)参照

(2) 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発活動 〈実施目的〉

木材関連事業者・消費者への合法伐採木材の普及及びクリーンウッド法の周知を行い合法伐採木材の利用促進を図る。

〈主な内容〉

- ○下記の全国レベルの展示会に出展し普及活動を実施した。
- ① 出展した展示会(予定を含む)
- · Japan Home & Building Show 2020

会期:11月11日(水)~13日(金)

場所:東京ビッグサイト

・建築・建材展 2021

会期: 2021年月3月9日(火)~12日(金)

場所:東京ビッグサイト

- ② 展示の内容
- ・クリーンウッド法の目的と事業者、一般消費者の役割
- ・クリーンウッド法の運用に関する政府の取組
- ・木材関連事業者の責務と取組の状況
- ・登録制度と登録木材関連事業者の紹介
- ○都道府県レベルでも普及啓発活動(地域の展示会・イベント等への出展等) を実施した。

(3) 事業報告書の作成

1年間の事業成果を集約した報告書を作成し、全国協議会、地方協議会等に配布して、クリーンウッド法及び合法伐採木材の利用推進のための資料とする(本年3月に作成予定)。

巻末資料 2-2 全国協議会(第2回)配布資料(その2)

令和2年度 合法伐採木材利用促進地方協議会実施状況(2/16日現在)

		地方協議会							
NO	実 施 団 体 名		協議会			普及啓	発セミナー		
		開催日	場所	全木連出 席者	開催日	場所	全木連講 師派遣	参加人 数	
1	栃木県木材業協同組合連合会	8/25	宇都宮市	加藤	12/17	大田原市	加藤	40	
2	(一社)埼玉県木材協会	9/18	さいたま市						
3	(一社)京都府木材組合連合会	12/21	京都市	角	12/1	京都市	角	31	
4	(公財)石川県木材産業振興協会	11/26	金沢市	森田	協議会と	≤同時開催	森田	100	
5	三重県木材組合連合会	11/30	津市	加藤					
6	福井県木材組合連合会	12/2	福井市	角∙加藤	協議会と	≤同時開催	加藤∙角	74	
7	(一社)熊本県木材協会連合会	12/9	熊本市	角·加藤	協議会と	≤同時開催	加藤•角	80	
8	(一社)鹿児島県林材協会連合会	1/29	鹿児島市						
9	北海道木材産業協同組合連合会	2月以降	札幌市	0					開催は状況次第
10	(一社)千葉県木材振興協会	2/12	東金市	森田	協議会と	≤同時開催	森田	30	
11	(一社)山梨県木材協会	3/5	甲府市	0	3/5	甲府市	0		一部オンラインで実施
12	岐阜県木材協同組合連合会	1/13	岐阜市	角	協議会と	≤同時開催	角	9	
13	富山県木材組合連合会	2/5	富山市	森田	協議会と	∶ 同時開催	森田	100	

実施済み

実施報告書数値

2020 (令和 2) 年度「『クリーンウッド』普及促進事業のうち 協議会による普及啓発活動」における地方協議会の開催結果報告

1 概要

この事業では全国協議会(合法伐採木材利用促進全国協会)と並行して都道 府県レベルで協議会(地方協議会)を開催することとしているが、現在までの 結果概要は以下の通り。

○都道府県レベルの協議会

〈実施目的〉

都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるため認定団体等による協議会(地方協議会)を開催する。

〈開催回数と場所〉

現在までに全国11カ所で開催、今後2カ所で開催予定

〈主な参加者〉

県木(協)連、県森連、県産材認証関係団体、建築・建設関係団体、建築士 関係団体、県行政等

〈議題内容〉

- ・ 全国協議会での議論内容の情報提供
- ・合法伐採木材等を利用する事業者・消費者への普及手法等に関する意見交換 及び提案
- ・国産材の合法性確認の重要性、手法についての関係者間の意識の共有

2 地方協議会で出された意見等

(開催順に記載)

- ○栃木県(2020年8月25日宇都宮市内で開催)
- ・外構部の木質化支援事業を利用するため登録。CW 法の内容や確認の仕方については、勉強しながらやっているところ。(建築事業者)
- ・当社の顧客はハウスメーカーであり、顧客への取引上の必要性から登録した (顧客からの要請あり)。(製材・建材販売事業者)
- ・登録はしたが、助成金の事業以外でのメリットは感じられない。(建築事業者)
- ・地方で地元の顧客を相手に国産材をメインにして商売をしている限りは、違法伐採の意識は希薄。国産材を使っていれば合法性は当たり前。CW法は、建築・設計関係者に普及した方が良い。(製材事業者)
- ・国有林から原木を調達しているため、購入の際に有利になるように登録した。合法証明書が欲しいという要望は年々増えている。(製材事業者)
- ・どの登録・認定を取っていれば、どの流通に対応できるのか複雑で非常に分

かりにくい。もっと簡略化してわかりやすくすべき。(流通関係団体)

- ・CW 法については、もっと厳しく罰則があるものにする必要がある。森林認証材が増えているが、お金をかけて取得してもそれを材価に反映できない。(森林組合)
- ○埼玉県(9月18日さいたま市内で開催)
- ・新たな協議会への参加については、各団体で持ち帰り検討することとなった。
- ○石川県(11月26日金沢市内で開催)
- ・集成材等の JAS 認定で付き合いのある合板検査会に登録の申請をしたので、 比較的スムースに手続きは終わった。(集成材製造事業者)
- ・施主からのニーズがない。法律まで作ったのであれば、政府が一般の人への 後方、普及活動と登録木材関連事業者になることのメリット等についてより周 知を図るべき。(建築関係団体)
- ・輸入材については輸入する際にしっかり確認すれば、川下まで確認する必要がないのではないか。(建築士団体)
- ・中国、ベトナム等加工貿易国から輸入される家具、モールディング等の造作 材などの中間製品、最終製品については、いわゆる建材商社を通さずに輸入さ れるものも少なくなく、ロット単位で製造を依頼し、継続的な取引がされてい ない、輸入業者の把握が困難など状況。(木材団体)
- ・国土交通省のグリーン化事業のグループの構成員は、川上から川下までの法 律上の木材関連事業者であり、国土交通省と林野庁で話し合って、登録事業者 であることをグループの構成員の要件にすればよい。(建築関係団体)
- ○三重県(11月30日津市内で開催)
- ・建築会社にとっては、エンドユーザー(施主)からの声が一番重要。そこから CW や登録の話が出てくるようになれば我々もその気になるが、そうでなければ登録の必要性を感じない。(建築関係事業者)
- ・登録のきっかけは外構部の木質化支援事業。登録の際にすべての仕入れ先から合法証明書が取れるかどうかを確認したが、個人経営の事業者からとるのに 苦労した。(建築関係事業者)
- ・公共物件の納入の際に有利になると思っていち早く登録した。JAS 認定取得については必ず聞かれるが、CW 法の合法性確認についてはほとんど聞かれない。(集成材製造事業者)
- ・登録をしていると顧客への PR になるということを国が積極的に広報してほしい。(行政)
- ・これからは登録することのメリットと並行して登録していない場合のデメリットも考えるようになると良い。県が調達する物件に登録事業者を優先して採用すると良いのではないか。(建築関係事業者)

- ○福井県(12月2日福井市内で開催)
- ・森林認証(CoC)も CW 法の登録も取ったがそれがあったために受注できた ものはまだ1件もないので、取得したメリットはない。また、取引先からその ような問い合わせも要望も来ない。(流通関係事業者)
- ・この法律がどこに落ち着くのか、どうしたら正確に情報を伝えることができるかが重要。消費者への PR をしっかりやってほしい。お客さん(住まい手)からのクレームはこちらに来る。我々だけに責任を負わされることがないよう合法性の確かなものを供給してほしい。グリーン化事業では証明書の連鎖があったが CW 法ではそこがわかりにくい。(建築関係団体)
- ・我々は今までのガイドライン (GL) に従い合法証明書を出している。登録の メリットが感じられない。(森林組合)
- ・登録でどれだけ負担が増えるのか、登録するとどう良くなるのかといった具体的なメリットを明示してほしい。(木材組合)
- ・川上側はトレーサビリティが取れるような仕組みがあるが現状では需要がない。中小企業は登録にコストをかける余裕がなく、登録して利益が出るような 状況でない現状では登録はできない。(木材組合)
- ・建築業者のマークがあるように登録事業者であることがわかるマークがあれ と良いのでは。(建築関係組合)
- ○熊本県(12月9日熊本市内で開催)
- ・まず合法木材の定義がわからない。(建築士組合)
- ・森林組合では GL に基づいて合法木材の証明書を発行してきた。 CW 法は住宅 サイドの川下側に広めていくべき。 (森林組合)
- ・CW 法の登録をしたが取引先から登録番号を教えてほしいとの問い合わせがあったぐらいでそれ以外に登録を求められたことはない。以前の木材利用ポイントのような制度の中で CW を使うことが有利になるような仕組みがあれば利用が進む。(木材組合)
- ○京都府(12月21日京都市内で開催)
- ・合法性の確認作業について、社寺仏閣や裏庭など森林計画対象外の伐採では 合法性の確認できる書類が添付されていないことがある。(行政)
- ・森林組合からは合法木材の証明書が出てくるが、一般の素材生産業者からは そうなっていないところもある。(市場関係団体)
- ○岐阜県(2021年1月13日岐阜市内で開催)
- ・森林組合系統は経営計画に基づき伐採しており合法性は当然。森林認証も広がる中で、何故今更伐採合法性について会議を行うのか理由がわからない。(森林組合)
- ・伐採後のトレーサビリティをきちっとすることが重要。(研究機関)

- ○鹿児島県(1月29日鹿児島市内で開催)
- ・GL の認定について、認定団体は更新の際に現地確認を行うべき。また FIT の関係上木質バイオマス認定者については慎重に扱うべき。(行政)
- ・チップ工場、発電所間が分別管理をしっかり行っているからこその FIT 制度。 チップ工場は特に慎重に現地調査を行うべき。(素材生産組合)
- ○富山県(2月5日富山市内で開催)
- ・CW 法登録事業者増加の大きな要因は、外構部の木質化支援事業であると考えている。登録をこのような補助事業で推進しても補助事業次第となってしまうのではないか。(流通事業者)
- ・公共建築物について、建築側にも一定の理解が進んできているが、公共建築物という枠の中では普及に限界がある。(建築関係事業者)
- ・CW、合法木材、(国交省の) グリーン化事業等、似たような名前が氾濫している。建築、木造等に関しても SDG's などの大きな流れの中で一元化した、わかりやすい取り組みが求められる。(流通事業者)
- ・合法伐採木材、CW 法、森林認証等について、相談してもちゃんと答えてもらえる専門家が少なすぎる。国、県等に専門家を配置して、ホームページでの情報公開だけでなく、相談できる場を拡大すべき。(流通事業者)
- ○千葉県(2月12日東金市内で開催)
- ・川下ではなく供給側自体にも浸透していない。合法伐採木材を利用する側から要求を出してもらうような取組も行う必要があるか。(木材団体)
- ・CW 法、グリーン購入法、ガイドラインに基づく合法証明、森林認証、国交省のグリーン化事業等似たような言葉が多くて現場は混乱している。それぞれの仕組みで要求される条件も参加している事業者も異なることから現場の工務店からすると発注後に役所から異なった証明書を求められ補助事業への参加を難しいものにしているのではないか。(工務店団体)
- ・GLに基づく合法証明はわかりやすいが、CW法に基づく合法伐採木材は木材関連事業者である工務店等が「確認しました。」というだけでいいのか。(木材団体)

また、地方協議会に加えてより幅広い関係者を対象にした CW 法普及啓発セミナーを開催したところもあり、そこでは以下のような意見があった。

- ○石川県セミナー
- ・CW 法と GL の仕組みが併存しており、補助事業の交付申請に必要な合法証明書についても建築事業者等からの添付書類の要請が混乱している。 CW 法も GL の認定と証明の連鎖の仕組み(登録事業者だけが証明書を発行できる仕組み)に改正して一本化したらどうか。

・登録実施機関は東京等にしか所在していないが、各都道府県に設置するよう な予定はないのか。メールや電話での問い合わせだけでは、申請の方法等なか なか理解できない。

○富山県セミナー

・合法伐採木材、森林認証、ウッドマイルズ等同じような取組が乱立していて、 理解することや施主等への説明が難しい。地元の小規模事業者も取り組みやす い環境が必要であり、制度の整理もお願いしたい。

以上

巻末資料3-1 地方協議会における全木連説明資料(その1)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法)の概要と意義について

林野庁木材利用課 令和3年1月

世界の動き

環境破壊の進行

気候変動

児童労働などの 人権問題

名古屋議定書の採択 2010 (遺伝資源の利用)

- ▶ 2017年8月~我が国で効力発生
- ▶ 海外の遺伝資源の適法取得ルール(ABS指針)施行



SDGsの採択 2015 (持続可能な開発目標)

- 2030年を年限とする17の目標、 169のターゲット
- ▶ 林業の成長産業化

SUSTAINABLE GOALS



- パリ協定の採択 2015 (気候変動への対応)
- ▶ 2050年に温室効果ガス80%
- ≥ 2100年にほぼゼロまたはそれ以下



COP22の様

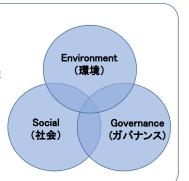
消費者や投資家の動き

反倫理的活動への批判

- ➤ 様々な問題がSNS等の発達により 拡散しやすい状況
- ▶ 反倫理的活動の発覚→株価下落
 - →不買運動
- ▶ 対応しないリスク>対応するコスト

ESG投資家の登場

- ➤ 国連の責任投資原則 (PRI)に2,000以上の機 関が署名
- ▶ 投資総額約3,400兆円 (世界投資の約35%)
- ▶ 日本でも2015年9月に GPIFが署名



求められる合法性・持続可能性への対応 「見えない価値」が重視

見える価値

価格、機能、品質、デザイン

見えない価値

環境保全、労働安全、人権保護

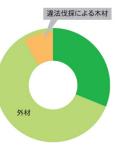
その木材は合法的に伐採されたものですか?

いま、世界的に、

違法伐採が問題になっています

国産材の需要は増加していますが、自給率は34.8%。木材・木材製品の65.2%は輸入に頼っており、そのうちの12%が違法伐採によるものという、英国の調査研究機関の報告*があります。

*資料:CHATHAM HOUSE report, "Trade in Illegal Timber:The Response in Japan",11.2014.





違法伐採には、 地球環境の悪化をはじめとする さまざまな悪影響があります

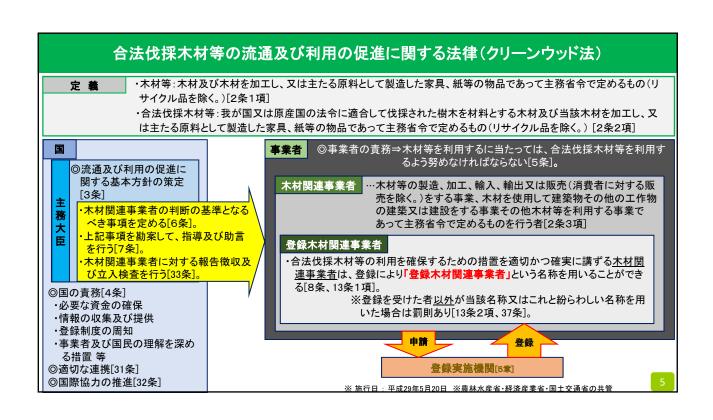


熱帯雨林の例 提供:森林総合研究

違法伐採は、自然環境や生態系の破壊をはじめ、その国の木材収入や税収の損失、ゲリラ・テロ組織への 資金供給など、さまざまな問題を引き起こします。

違法に伐採された不当に安い木材や、その木材を原料とする製材・加工製品が国際的に流通することにより、持続可能な森林経営のもと生産された木材、製材・加工製品の流通が阻害されるなど、その悪影響は 違法伐採が行われている国だけでなく取引先の国にも及びます。

クリーンウッド法制定の経緯 OH17(2005) グレンイーグルス・サミット(英国) 日本政府の気候変動イニシアティブにおいて、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、「グ リーン購入法」を用い、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材とする措置を導入することを宣言。 〇H18(2006) 木材・木材製品の合法性証明のた めのガイドライン (世界に先駆けて実施) ○欧米における法律の制定 (米)レイシー法(2008) (欧)EU木材規則(2013)英、独、仏、伊など 2018年10月 対象を民間にも拡大 (豪)違法伐採禁止法(2014) (韓国) 供給側のみならず需要側も対象に 違法伐採関連 法令施行 EUは日本に対し、違法伐採対策の法 制化を働きかけ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) OH28(2016) 伊勢志摩サミット 日本における違法伐採対策の強化を発信



クリーンウッド法のねらい

法のねらい

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通及び利用の促進 (流通・利用する合法伐採木材等を増やすこと)

事業者は

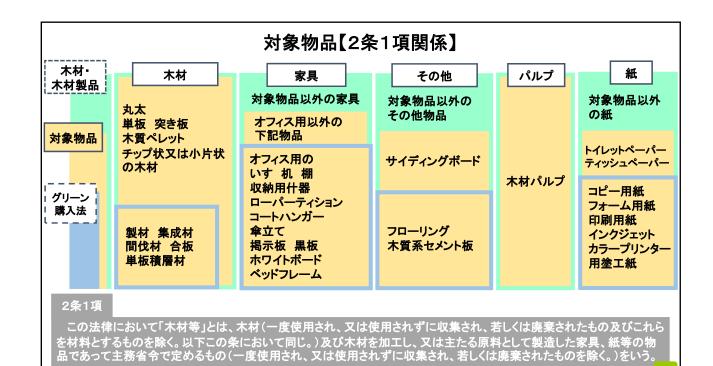
そのために

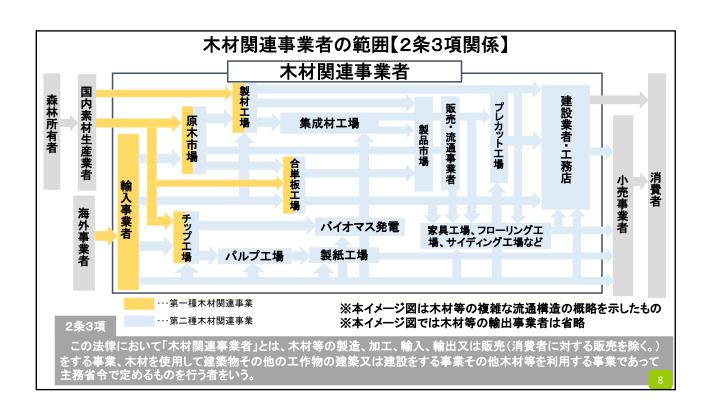
- 〇<u>事業者一般は合法伐採木材等の利用に</u> 努める(第5条)
- 〇木材及びその製品(省令で定義)を製造・加工・輸入・販売(消費者への販売を除く)する又は木材を使用して建築等をする事業者(木材関連事業者)は国が定める基準に沿った合法伐採木材等の確認等(DD(デューデリジェンス)等)を行う(第6条)
- 〇上記の措置を適切かつ確実に行う者は登録を受け、「登録木材関連事業者」の名称を使用できる(第13条)

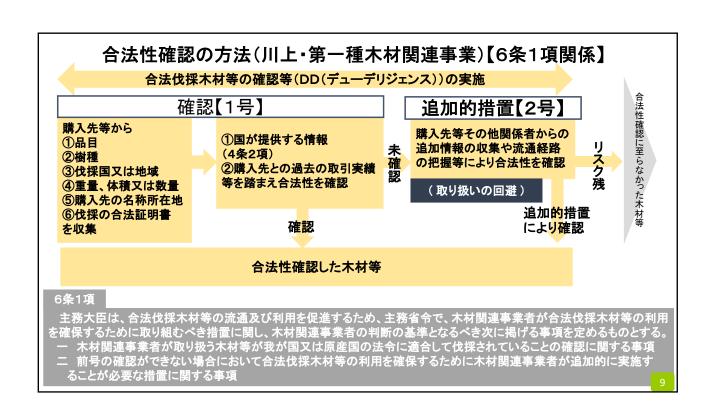
国は

そのために

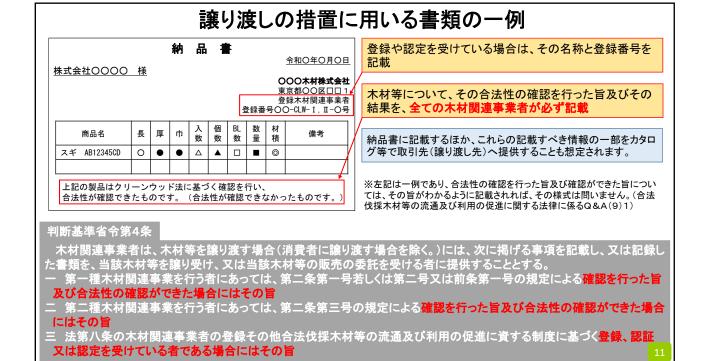
- ○諸外国の法令等に関する情報を収集・提供する (第4条)
- 〇法の意義を国民・事業者に広報する(第4条)
- 〇木材関連事業者に対し指導・助言、報告徴収・ 立入検査を行う(第7条、第33条)
- ○登録木材関連事業者の優良な取組を公表する (第4条)
- ○諸外国・民間団体等と連携・協力する(第31条、 第32条)







合法性確認の方法(川下・第二種木材関連事業)【6条1項関係】 確認【1号】 購入先が発行する書類(6条1項 3号)その他これに類する書類の内容を確認 確認 合法性確認した木材等 を法性確認した木材等 を法性確認した木材等 を確保するために取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。一木材関連事業者が取り組むべき措置に関し、木材関連事業者の判断の基準となるべき次に掲げる事項を定めるものとする。一木材関連事業者が取り扱わう木材等が我が国又は原産国の法令に適合して伐採されていることの確認に関する事項 一 前号の確認ができない場合において合法伐採木材等の利用を確保するために木材関連事業者が追加的に実施する。ことが必要な措置に関する事項



情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

■林野庁ホームページ内に公開 http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html



木材関連事業者の登録

8条

木材関連事業者であってその取り扱う木材等について合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講ずるものは、主務省令で定めるところにより、第16条から第18条までの規定により主務大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機関」という。)が行う登録を受けることができる。

登録木材関連事業者は、 木材関連事業者と何が 異なるのか。 登録木材関連事業者は、木材関連事業者に求められる合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施することに加えて、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範を設定するとともに、毎年、登録実施機関に対して実施状況を踏まえた今後の取組方針等を報告することになっています。これらを通じて、登録木材関連事業者自らがPDCAサイクルを回すことで、より一層、合法伐採木材等の流通及び利用の拡大に努めて頂くことになり、更には、一般事業者の合法伐採木材等の利用促進にも繋がると考えています。

登録に必要な要件は何か。

「登録木材関連事業者」の登録には、<u>合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適</u>切かつ確実に実施することが必要です。

このため、登録申請者においては、<u>どのような方法・体制等により合法伐採木材等の利用を確保するための措置を講じるか</u>について申請書に記載することが必要です。この体制の整備には、<u>分別管理や責任者の設置、合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の設定</u>(又は既存の行動規範の見直し)が含まれます。

また、少なくとも年1回登録実施機関に合法伐採木材等の利用を確保するための措置の 実施状況について報告することが必要です。

木材関連事業者の登録と団体認定等

クリーンウッド法の基本方針※1において、ガイドライン※2に基づく

- ◆ 森林認証制度及びCoC認証を活用した証明方法
- ◆ 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ◆ 個別企業等の独自の取組による証明方法 並びに
- ◆ <u>都道府県等による森林、木材等の認証制度</u> も合法性の確認に活用できるとしている。

木材関連事業者

登録木材関連事業者

合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確実に実施

木材等の合法性の確認に活用できる証明方法

森林認証・ CoC認証 による証明

団体認定 による証明 個別企業の 独自の取組 による証明

都道府県 認証制度 による証明

※1 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針(平成29年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号)

※2 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月林野庁)

登録後は、状況報告や、 調査への協力をすることになります

木材関連事業者は、クリーンウッド法の省令・規則に基づいて、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を 講じることになります。登録後に取り組むことは、以下④⑤になります。

豆録にかかわらず、木材関連事業者が取り組む

① 使用する木材等の合法性の確認

- ・木材等の購入先が発行する書類その他の内容 (納品書等における合法性の確認結果の記載等) を確認します。
- ·合法性の確認対象は、事業者自らが調達する 木材等に限られます。
- ・第二種木材関連事業の場合、木材等の樹種、伐採 された国や地域を把握する必要はありません。

② 記録の保存

・合法性の確認に関する記録及び木材等の調達時に提供を受けた書類を5年間保存します。

③ 体制の整備

 ・木材等の合法性の確認その他の措置、木材等の 分別管理 (建築・建設事業等は除く) の実施の ための責任者を設け、必要な体制を整備します。

• 少

③に加え、

、登録

後に取り組む

ع

④ 実施状況等の報告

・少なくとも毎年一回、合法伐採木材等の利用を 確保するための措置の状況について、登録実施 機関に報告します。

⑤ 登録実施機関の調査への協力(必要に応じて)

・登録実施機関が行う調査に協力します。

※登録する際には③体制の整備の一環として、 合法伐採木材等の利用等に関する行動規範の 設定が必要になります。

15

- 50 -

登録には多くのメリットがあります

一般事業者や消費者、地域からの信頼、登録していない 事業者との差別化、消費者PRへの活用などさまざまです

① 無登録の事業者との差別化

クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者であることを消費者等に明示。 ものづくりや社会への取組が評価され、 登録をしていない事業者との差別化を図ることができます。

② 法律に位置づけられた事業者としての社会的評価

本登録はクリーンウッド法に基づいていますので、法律に位置づけられた事業者として評価されます。

③ 地域社会や消費者・一般事業者に対して、事業者としての信頼性が向上

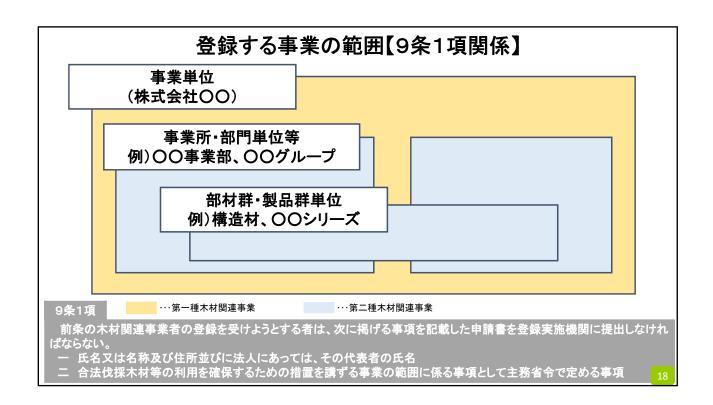
クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材の利用促進に努めることによって、 地域社会や消費者・一般事業者に対する信頼性が向上。

④ 企業ブランドの向上、社会に波及

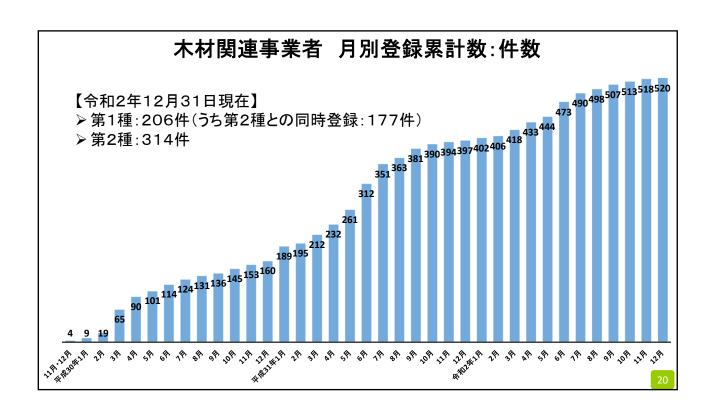
登録木材関連事業者の責務を遂行していることを、SDGs や自社の CSR 活動。として社会に向けて発信することで、企業プランドを高めるとともに社会に波及する効果が期待されます。

※Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任





	登録実施機関一覧(令和2年11月1日時点)							
登録 番号	登録実施機関 の名称	登録実施事務を行う 事務所の所在地		登録実施事務の対象事業				
1	公益財団法人 日本合板検査会	①本部(東京都港区) ②北海道検査所(北海道札幌市) ③東北検査所(岩手県盛岡市) ④東京検査所(埼玉県草加市) ④本石屋検査所(愛知県名古屋市) ⑥大阪検査所(大阪府大阪市) ⑦中国検査所(島根県松江市) ⑧九州検査所(福岡県北九州市)	第一種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業				
2	公益財団法人 日本住宅・木材技術センター	東京都江東区新砂3-4-2	第二種	(1)木材等の製造、加工、輸出又は販売をする事業((2)に掲げる事業と密接に関わる事業に限る。) (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業				
3	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂1-4-10	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業				
4	一般社団法人 日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7	第一種 第二種	(1)木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。) (2)木質バイオマスを用いた発電事業(当該事業において取り扱う主たる木材が国産材であるものに限る。)				
5	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町1- 10-15 JL日本橋ビル	第一種 第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業				
6	一般社団法人 北海道林産物検査会	北海道札幌市中央区北四条西 5-1	第一種第二種	(1)木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業 (2)木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業 (3)木質バイオマスを用いた発電事業 (北海道内に本社を有する者が行うものに限る。)				



₹	邻道 床	f県別·	·地域	別登録	木材	関連事	掌業者	数(令	和2年	₹12月	31日	時点)	
北海	≨道	東:	北	関項	東	中	部	近	畿	中国•	四国	九	州
北海道	39	青森県	7	茨城県	3	新潟県	11	三重県	7	鳥取県	4	福岡県	7
		岩手県	14	栃木県	8	富山県	10	滋賀県	8	島根県	4	佐賀県	1
		宮城県	10	群馬県	18	石川県	5	京都府	13	岡山県	9	長崎県	1
		秋田県	35	埼玉県	11	福井県	3	大阪府	32	広島県	7	熊本県	10
		山形県	5	千葉県	7	山梨県	1	兵庫県	10	山口県	4	大分県	4
		福島県	11	東京都	63	長野県	8	奈良県	10	徳島県	13	宮崎県	17
				神奈川県	8	岐阜県	13	和歌山県	6	香川県	7	鹿児島県	10
						静岡県	20			愛媛県	3	沖縄県	1
						愛知県	21			高知県	1		!
計	39	計	82	計	118	計	92	計	86	計	52	計	51

クリーンウッド法に基づく材関連事業者の登録一覧(令和2年12月31日現在)

整理番号	登録事業者名	種別
1	住友林業株式会社 木材建材事業本部	第一種、第二種
2	三基型枠工業株式会社	第二種
3	マツシマ林工株式会社	第二種
4	シーシー・ジー株式会社	第二種
5	株式会社GANZ PLUS	第一種、第二種
6	吉野銘木製造販売株式会社	第一種、第二種
7	株式会社金幸	第一種、第二種
8	伊藤忠建材株式会社	第一種、第二種
9	新潟合板振興株式会社	第二種
10	池見林産工業株式会社	第二種
11	大亜木材株式会社	第一種、第二種
12	パナソニック 内装建材株式会社	第二種
13	住友林業フォレストサービス株式会社	第一種、第二種
14	株式会社 アイベツ	第一種、第二種
15	株式会社ランバーテック工業	第一種、第二種
16	秋田県素材生産流通協同組合	第一種
17	株式会社 イクタ	第二種
18	ナイスプレカット株式会社	第二種
19	株式会社日亜パートナーズ	第一種、第二種
20	ナイス株式会社	第一種、第二種
21	リセン商事株式会社	第一種、第二種
22	有限会社東林業	第一種、第二種
23	株式会社テーオーフォレスト	第一種、第二種
24	住友林業株式会社	第二種
25	株式会社アサノ不燃	第二種

· / II »	* F(1) HE 1 E/10	
整理番号	登録事業者名	種別
26	ファーストプライウッド株式会社	第二種
27	双日与志本林業株式会社	第一種
28	双日北海道与志本株式会社	第二種
29	株式会社キーテック	第二種
30	株式会社エフトレーディング	第一種、第二種
31	OCMファイバートレーディング株式会社	第一種、第二種
32	王子木材緑化株式会社	第一種、第二種
33	王子グリーンリソース株式会社	第一種、第二種
34	王子製紙株式会社	第二種
35	王子マテリア株式会社	第二種
36	王子エフテックス株式会社	第二種
37	王子イメージングメディア株式会社	第二種
38	王子ネピア株式会社	第二種
39	王子キノクロス株式会社	第一種、第二種
40	王子グリーンエナジー江別株式会社	第二種
41	王子グリーンエナジー日南株式会社	第二種
42	大阪製紙株式会社	第二種
43	大王製紙株式会社	第一種、第二種
44	中越パルプ工業株式会社	第一種、第二種
45	中越パルプ木材株式会社	第一種、第二種
46	中越緑化株式会社	第一種、第二種
47	特種東海製紙株式会社	第二種
48	新東海製紙株式会社	第一種、第二種
49	日本製紙株式会社	第一種、第二種
50	兵庫パルプ工業株式会社	第二種

22

整理番号	登録事業者名	種別
51	北越コーポレーション株式会社	第一種、第二種
52	北越東洋ファイバー株式会社	第二種
53	丸三製紙株式会社	第二種
54	丸住製紙株式会社	第二種
55	三菱製紙株式会社	第一種、第二種
56	レンゴー株式会社	第一種、第二種
57	レンゴーペーパービジネス株式会社	第一種、第二種
58	日成共益株式会社	第一種、第二種
59	積水ハウス株式会社	第二種
60	佐藤林業 株式会社	第一種、第二種
61	和光木材 株式会社	第二種
62	ウッドファースト株式会社	第二種
63	新潟県森林組合連合会	第一種
64	永大産業株式会社	第一種、第二種
65	ミャンマーチーク販売株式会社	第一種、第二種
66	株式会社 佐藤商店	第二種
67	南海プライウッド株式会社	第一種、第二種
68	篠崎木工株式会社	第二種
69	丸玉木材株式会社	第一種、第二種
70	阿寒木材株式会社	第一種
71	津別単板協同組合	第二種
72	伊藤忠商事株式会社 生活資材部門	第一種、第二種
73	吉田製材株式会社	第二種
74	株式会社マルホン	第一種、第二種
75	協和木材株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
76	江間忠木材株式会社	第一種、第二種
77	江間忠ホームコンポーネント株式会社	第一種、第二種
78		
	江間忠ウッドベース株式会社	第二種
79	江間忠ウッドベース鹿島株式会社	第二種
80	江間忠ウッドベース姫路株式会社	第二種
81	株式会社 EWBトーア	第二種
82	江間忠ラムテック株式会社	第二種
83	江間忠ソレックス株式会社	第二種
84	北日本索道株式会社	第一種、第二種
85	ニチハ株式会社	第二種
86	ニチハマテックス株式会社	第二種
87	高萩ニチハ株式会社	第二種
88	朝日ウッドテック株式会社	第二種
89	株式会社 若林木材	第二種
90	大阪府森林組合	第一種、第二種
91	住友林業クレスト株式会社	第二種
92	TOTOマテリア株式会社	第二種
93	K&Kコヤマ株式会社	第二種
94	双日株式会社 林産資源部	第一種
95	株式会社 角繁	第二種
96	アイプライ株式会社	第二種
97	株式会社茶甚	第二種
98	佐藤木材工業株式会社	第一種、第二種
99	やまさ協同組合	第二種
100	エー・ピー・フロアー株式会社	第二種

2	4	

整理番号	登録事業者名	種別
101	パナソニック株式会社	第二種
102	株式会社 ダイウッド	第二種
103	阪和興業株式会社	第一種
104	株式会社山西	第一種、第二種
105	セトウチ化工株式会社	第二種
106	株式会社ダイフィット	第二種
107	双日建材株式会社	第一種
108	SMB建材株式会社	第一種、第二種
109	株式会社 ティ・エス・シー	第一種、第二種
110	株式会社カリヤ	第二種
111	佐伯広域森林組合	第一種、第二種
112	遠野興産株式会社	第一種
113	株式会社ワイス・ワイス	第二種
114	日本製紙木材株式会社	第一種、第二種
115	株式会社ウッドワン	第一種、第二種
116	株式会社エヌ・シー・エヌ	第二種
117	三基東日本株式会社	第二種
118	株式会社トライ・ウッド	第一種、第二種
119	株式会社カンディハウス	第一種、第二種
120	株式会社丸岩	第二種
121	有限会社 勝川木材	第一種、第二種
122	青森県森林組合連合会	第一種、第二種
123	大建工業株式会社	第二種
124	双日九州株式会社	第一種
125	株式会社 日田十条	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
126	株式会社 安成工務店	第二種
127	株式会社 大三商行	第二種
128	トリスミ集成材株式会社	第一種、第二種
129	株式会社 メーベルトーコー	第二種
130	院庄林業株式会社	第一種、第二種
131	株式会社 汐見	第二種
132	東亜コルク株式会社	第二種
133	豊永林業株式会社	第一種、第二種
134	株式会社 マルホ	第一種、第二種
135	株式会社シェルター	第二種
136	株式会社新和建設	第二種
137	山佐木材株式会社	第一種、第二種
138	岡部興業株式会社	第二種
139	株式会社 山大	第二種
140	岐阜県木材協同組合連合会	第一種、第二種
141	小原木材株式会社	第二種
142	ジャパン建材株式会社	第一種、第二種
143	株式会社 ノダ	第一種、第二種
144	全国森林組合連合会	第一種、第二種
145	カリモク家具株式会社	第一種、第二種
146	株式会社竹中工務店	第二種
147	株式会社オリエント	第二種
148	株式会社 ユニウッドコーポレーション	第一種、第二種
149	株式会社 山長商店	第一種、第二種
150	山長林業株式会社	第一種

整理番号	登録事業者名	種別
151	リンテック株式会社	第一種、第二種
152	株式会社筑紫	第二種
153	株式会社KEY BOARD	第二種
154	青森県森林整備事業協同組合	第一種、第二種
155	昭和住宅株式会社	第二種
156	石巻合板工業株式会社	第一種、第二種
157	稲畑産業株式会社	第一種、第二種
158	池内ベニア株式会社	第一種、第二種
159	日南製材事業協同組合	第一種、第二種
160	名古屋建工株式会社	第二種
161	株式会社ウッディーコイケ	第一種、第二種
162	株式会社鳥取CLT	第一種、第二種
163	宮崎県森林組合連合会	第一種、第二種
164	有限会社梅弘木材	第二種
165	共栄商材株式会社	第二種
166	株式会社菊池木材店	第二種
167	株式会社木村建材店	第二種
168	株式会社鈴木材木店	第二種
169	有限会社高橋林業	第二種
170	株式会社東佳建材店	第二種
171	株式会社成田金物商店	第二種
172	株式会社ミズノ	第二種
173	ミナミ建材株式会社	第二種
174	株式会社田畑材木店	第二種
175	株式会社宮昇	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
176	有限会社最上材木店	第二種
177	有限会社ハウスパートナー平川	第二種
178	株式会社寺沢工務店	第二種
179	株式会社中屋儀右衛門	第二種
180	三浦木材株式会社	第二種
181	有限会社野島材木店	第二種
182	南材木店	第二種
183	ヨシヤ材木店	第二種
184	有限会社宮長材木店	第二種
185	株式会社仙台木材市場	第二種
186	フジ産業株式会社	第一種、第二種
187	株式会社 オロチ	第二種
188	グリーンパークN&M株式会社	第二種
189	ポラテック株式会社	第一種、第二種
190	都城原木市場株式会社	第一種
191	長野県森林組合連合会	第一種
192	秋田県森林組合連合会	第一種
193	広和林業株式会社	第二種
194	金清木材株式会社	第一種、第二種
195	江戸川ウッドテック株式会社	第二種
196	宮澤木材産業株式会社	第一種
197	物林株式会社	第一種、第二種
198	有限会社浦山工業	第二種
199	三津橋産業株式会社	第一種、第二種
200	道北ハウジングシステム協同組合	第二種

2	ľ)

整理番号	登録事業者名	種別
201	大成産業株式会社	第二種
202	株式会社東京木材相互市場	第一種、第二種
203	岐阜県森林組合連合会	第一種、第二種
204	西垣林業株式会社	第一種、第二種
205	松原産業株式会社	第一種、第二種
206	秋田製材協同組合	第二種
207	ルベシベ木材工業株式会社	第一種、第二種
208	有限会社下村林業	第一種
209	岩手県森林組合連合会	第一種、第二種
210	吉富木材株式会社	第二種
211	タマホーム株式会社	第二種
212	株式会社菅組	第二種
213	島根合板株式会社	第二種
214	協同組合オホーツクウッドピア	第二種
215	株式会社メープルコア静岡	第二種
216	藤寿産業株式会社	第二種
217	長野県木材協同組合連合会	第二種
218	青森県木材協同組合	第一種、第二種
219	有限会社二和木材	第一種、第二種
220	株式会社FLT三重	第一種、第二種
221	耳川林業事業協同組合	第一種
222	二宮木材株式会社	第二種
223	守屋木材株式会社	第一種、第二種
224	株式会社松本材木店	第二種
225	岸田木材株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
226	村地綜合木材株式会社	第一種、第二種
227	日本製紙パピリア株式会社	第一種、第二種
228	日本製紙クレシア株式会社	第一種、第二種
229	ポラテック西日本株式会社	第二種
230	セブン工業株式会社	第二種
231	株式会社丹治秀工業	第一種、第二種
232	大澤木材株式会社	第一種
233	株式会社奥羽木工所	第二種
234	丸松木材株式会社	第二種
235	株式会社横山建設	第二種
236	金子建設株式会社	第二種
237	株式会社原木工所	第二種
238	株式会社和	第二種
239	山一興業株式会社	第二種
240	株式会社出雲木材市場	第一種、第二種
241	株式会社近江ボード	第二種
242	株式会社いっこう	第二種
243	京北プレカット株式会社	第一種、第二種
244	旭化成ホームズ株式会社	第二種
245	多良木プレカット協同組合	第一種、第二種
246	秋田プライウッド株式会社	第一種、第二種
247	株式会社中東	第二種
248	株式会社日本木材	第一種、第二種
249	株式会社小林材木店	第二種
250	エコーウッド富山株式会社	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
251	角田工業株式会社	第二種
252	チューモク株式会社	第一種、第二種
253	アルプス株式会社	第一種、第二種
254	株式会社高嶺木材	第一種、第二種
255	株式会社ホーム建材店	第一種、第二種
256	株式会社森のめぐみ工房	第二種
257	ダイセン産業株式会社	第一種、第二種
258	野地木材工業株式会社	第二種
259	有限会社丸宝	第二種
260	平方木材株式会社	第二種
261	株式会社寺島製材所	第二種
262	株式会社榎本林業	第一種、第二種
263	さんもく工業株式会社	第二種
264	井上産業株式会社	第一種、第二種
265	港製器工業株式会社	第二種
266	株式会社黒松製材建設	第二種
267	上原林業株式会社	第二種
268	宮崎木材市場株式会社	第一種、第二種
269	根羽村森林組合	第一種、第二種
270	株式会社クリエイト礼文	第二種
271	山下木材株式会社	第一種、第二種
272	真庭木材市売株式会社	第一種
273	ヤマワ木材株式会社	第二種
274	株式会社リンザイ	第二種
275	有限会社マルヒ製材	第一種、第二種

整理番号	登録事業者名	種別
276	株式会社東京工営	第一種、第二種
277	株式会社葉屋六商店	第二種
278	中本造林株式会社	第一種、第二種
279	株式会社齊藤林業	第二種
280	株式会社志田材木店	第二種
281	株式会社竹内工務店	第二種
282	エコワークス株式会社	第二種
283	株式会社T-plan	第二種
284	株式会社ゲンボク	第一種、第二種
285	株式会社山形城南木材市場	第一種、第二種
286	三又建設株式会社	第一種、第二種
287	久保産業株式会社	第二種
288	株式会社木匠	第二種
289	有限会社建徳	第二種
290	株式会社堺貿易	第一種、第二種
291	株式会社長谷萬	第二種
292	株式会社谷本建設	第二種
293	東洋テックス株式会社	第一種、第二種
294	株式会社タイセイ	第二種
295	三井ホーム株式会社	第二種
296	有限会社中昇木材	第一種、第二種
297	有限会社吉野木材	第二種
298	株式会社川上木材	第二種
299	有限会社谷地林業	第二種
300	有限会社マルソウ小林材木店	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
301	丸紅株式会社	第一種、第二種
302	株式会社トライリンクス	第一種、第二種
303	有限会社山岩木材	第二種
304	株式会社くりこまくんえん	第一種、第二種
305	株式会社伸栄木材	第一種、第二種
306	有限会社青木製材所	第二種
307	株式会社ハルキ	第二種
308	山一木材工業株式会社	第一種、第二種
309	山誠丸惣ウッド有限会社	第二種
310	株式会社東海木材相互市場	第一種、第二種
311	富士岡山運搬機株式会社	第一種、第二種
312	株式会社ソエル	第二種
313	株式会社三波化粧合板	第二種
314	アルプスカラー株式会社	第二種
315	株式会社森建築	第二種
316	株式会社前林	第一種
317	株式会社リメックス	第二種
318	加賀木材株式会社	第二種
319	ウッドスタイルクオリティー株式会社	第二種
320	上田産業株式会社	第二種
321	株式会社藤田木材	第二種
322	美濃清商工株式会社	第二種
323	ときがわ木材有限会社	第一種、第二種
324	須山木材株式会社	第一種、第二種
325	尾崎林産工業株式会社	第一種、第二種

整理番号 登録事業者名 326 十津川村森林組合 327 住まいのGEN有限会社	種別 第一種 第二種
17777174417444	
327 住まいのGEN有限会社	第二種
328 株式会社松井製材所	第二種
329 富山県西部森林組合	第一種
330 株式会社八興	第二種
331 都築木材株式会社	第一種、第二種
332 株式会社キシル	第一種、第二種
333 株式会社大阪木材相互市場	第二種
334 ANA-LOG	第二種
335 株式会社平川木材工業	第二種
336 中田木材工業株式会社	第一種、第二種
337 株式会社ワラビー	第一種、第二種
338 木川木材株式会社	第二種
339 新産住拓株式会社	第二種
340 株式会社クトクコーポレーション	第一種、第二種
341 株式会社すまい工房	第二種
342 有限会社上林建設	第二種
343 株式会社ザイエンス	第二種
344 株式会社リンケン	第一種、第二種
345 株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン	第二種
346 株式会社北桑木材センター	第一種
347 株式会社かつら木材商店	第二種
348 新秋木工業株式会社	第二種
349 後藤木材株式会社	第二種
350 株式会社よつばフォレスト	第一種

整理番号	登録事業者名	種別
351	肥後木材株式会社	第一種、第二種
352	株式会社門脇木材	第一種、第二種
353	兼松サステック株式会社	第二種
354	株式会社マルナカ	第二種
355	有限会社シガオータランバー	第二種
356	株式会社サトー住販	第二種
357	株式会社エバーフィールド	第二種
358	株式会社柴田産業	第一種
359	秋山木材産業株式会社	第二種
360	有限会社原建設	第二種
361	ノースジャパン素材流通協同組合	第一種
362	株式会社明昇進開発	第二種
363	株式会社奥建設	第二種
364	三井ホームコンポーネント株式会社	第一種、第二種
365	有限会社コバヤシ	第二種
366	丸善木材株式会社	第一種、第二種
367	有限会社ABCガーデンズ	第二種
368	株式会社曽我木材工業	第一種、第二種
369	昭和住宅株式会社	第二種
370	株式会社吉条木材商会	第二種
371	協同組合いわき材加エセンター	第二種
372	株式会社荒川材木店	第二種
373	株式会社サイプレス・スナダヤ	第一種、第二種
374	株式会社沼澤工務店	第二種
375	オオカワSEIZAI株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
376	株式会社スガノ	第二種
377	株式会社栗田商店	第二種
378	株式会社山木商行	第二種
379	上坂木材株式会社	第二種
380	株式会社よつばハウジング	第一種、第二種
381	有限会社坂田製材所	第二種
382	飛驒産業株式会社	第一種
383	株式会社龍建設	第二種
384	丸高産業株式会社	第一種、第二種
385	株式会社ウッティかわい	第一種、第二種
386	惠栄建設株式会社	第二種
387	宇敷木材工業株式会社	第一種、第二種
388	株式会社アラカイ	第一種
389	株式会社北洲	第一種、第二種
390	株式会社テーオーフローリング	第一種、第二種
391	原田木材株式会社	第二種
392	株式会社吉銘	第二種
393	大森木材株式会社	第二種
394	株式会社タカショー	第二種
395	株式会社林田順平商店	第一種、第二種
396	有限会社西本建設	第二種
397	株式会社中山源太郎商店	第一種、第二種
398	木曽官材市売協同組合	第二種
399	堀正製材・建設	第二種
400	株式会社田中材木店	第二種
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

)	ι	J	

整理番号	登録事業者名	種別
401	株式会社コマバ	第一種、第二種
402	清水建設株式会社	第二種
403	建壱	第一種、第二種
404	株式会社岸田	第二種
405	株式会社トーア	第一種、第二種
406	株式会社堀川林業	第一種、第二種
407	株式会社シー・エス・ランバー	第二種
408	株式会社シー・エス・マテリアル	第二種
409	株式会社シー・エス・ホーム	第二種
410	有限会社川井林業	第二種
411	東工業株式会社	第二種
412	竹広林業株式会社	第一種、第二種
413	島﨑木材株式会社	第二種
414	森林資源開発株式会社	第一種
415	有限会社丸和製材所	第二種
416	株式会社伊万里木材市場	第一種、第二種
417	株式会社オノダ	第一種、第二種
418	株式会社菅原通商	第二種
419	株式会社フォレスト秋田	第一種、第二種
420	有限会社アフコジャパン	第二種
421	有限会社テクスター	第二種
422	なかむら建設株式会社	第二種
423	株式会社神野木工場	第一種、第二種
424	ヤマガタヤ産業株式会社	第二種
425	株式会社もくさん	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
至年世号 426		第一種
427	YK建物株式会社	第二種
428	三好西部森林組合	第一種、第二種
429	天城屋株式会社	第二種
430	有限会社 基信	第二種
431	山壁産業株式会社	第二種
432	株式会社 菱元屋	第二種
433	株式会社 坂詰製材所	第一種、第二種
434	株式会社崎山組	第二種
435	ICHI 株式会社	第二種
436	株式会社ウッディ・ヒロ	第二種
437	株式会社なのはなハウジング	第二種
438	ホリモク株式会社	第一種、第二種
439	株式会社 有薗	第二種
440	株式会社西尾組	第二種
441	株式会社ダイテック	第二種
442	芦沢建築工房	第二種
443	加藤木材産業株式会社	第二種
444	株式会社 カシマ住宅	第二種
445	株式会社 神山商店	第一種、第二種
446	東洋ハウス建材株式会社	第二種
447	株式会社共和	第二種
448	株式会社共栄	第二種
449	株式会社 ナナパシフィック	第一種、第二種
450	有限会社 宮里工務店	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
451	有限会社 大谷製材所	第一種、第二種
452	有限会社 倉地製材所	第一種、第二種
453	株式会社 日新	第二種
454	辻井木材株式会社	第二種
455	有限会社 丸滿産業	第二種
456	株式会社 南薩木材加エセンター	第一種、第二種
457	株式会社 ブルケン・ウェスト	第二種
458	大東建託株式会社	第二種
459	図南木材株式会社	第二種
460	高陽ホームテクノ株式会社	第二種
461	株式会社 コバコー	第二種
462	株式会社大和木材	第二種
463	前川建設株式会社	第二種
464	株式会社佐藤林業	第二種
465	株式会社野崎材木店	第二種
466	河合製巧株式会社	第二種
467	今太木材株式会社	第二種
468	株式会社 岡本銘木店	第二種
469	株式会社 スマートガーデン	第二種
470	株式会社クロダ	第二種
471	宏州建設株式会社	第二種
472	ぎふ・木と森の協同組合	第一種、第二種
473	株式会社エコ・ビレッジ	第二種
474	株式会社すまいまもり	第二種
475	三九建設株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
476	斉藤建設株式会社	第二種
477	木村木材工業株式会社	第二種
478	株式会社 かつら木材センター	第二種
479	日本住宅株式会社	第二種
480	株式会社 光プレカット	第二種
481	中国木材株式会社	第一種、第二種
482	大利木材株式会社	第一種、第二種
483	日興建設株式会社	第二種
484	株式会社YOU企画	第二種
485	長野森林資源利用事業協同組合	第二種
486	株式会社 東野材木店	第二種
487	IWS株式会社	第一種、第二種
488	株式会社高英	第二種
489	有限会社河原崎住建	第二種
490	株式会社 永谷木材	第二種
491	愛和建設株式会社	第二種
492	南那珂森林組合	第一種、第二種
493	滝口木材株式会社	第二種
494	東神鋲螺工業株式会社	第一種、第二種
495	クラシス株式会社	第二種
496	株式会社イトコー	第二種
497	株式会社 アルボカンパニー	第二種
498	株式会社 田中建設	第二種
499	ウッドリンク株式会社	第二種
500	株式会社平成建設	第二種

整理番号	登録事業者名	種別
501	株式会社ビッグウィル	第二種
502	青森プライウッド株式会社	第二種
503	合資会社 高梨製材所	第一種、第二科
504	日本都市開発株式会社	第二種
505	津田産業株式会社	第一種、第二種
506	株式会社 STYLE FACTORY	第二種
507	株式会社マルダイ	第二種
508	株式会社 タグチ木材建材センター	第二種
509	有限会社 なかにし	第二種
510	株式会社山全	第二種
511	みはし株式会社	第一種、第二科
512	有限会社 マルケイ	第一種、第二科
513	株式会社 マルケイ	第二種
514	株式会社 ヤギサワ	第二種
515	大和ツキ板産業株式会社	第二種
516	株式会社 川合ランパーセンター	第二種
517	甲賀林材株式会社	第一種、第二種
518	越井木材工業株式会社	第二種
519	中山リサイクル産業株式会社	第二種
520	大和ハウス工業株式会社	第二種

整理番号	登録事業者名	種別

2.

クリーンウッド法推進連絡会議

平成30年5月18日に、合法伐採木材等の利用拡大及び木材関連事業者の登録推進に向けて、関係省庁が一体となり、情報交換、意見交換及び推進運動を展開することを目的とする「クリーンウッド法推進連絡会議」を設置。

メンバー: 林野庁長官、経済産業省製造産業局長、国土交通省住宅局長

【令和2年度の開催状況】

開催日: 令和2年7月17日

各省のクリーンウッド法推進に向けた取組の進捗状況や課題を共有し、

クリーンウッド法推進に向けた当面の取組として下記の内容について三省で確認した。

- 1. 木材関連事業者が行う合法性の確認等に係る取組
- 2. 木材関連事業者の登録の促進に向けた取組
- 3. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に係る取組
- 4. 法律の施行状況の確認と必要な措置の検討

2.

巻末資料 3-2 地方協議会における全木連説明資料 (その 2)

2020年(令和2)度「『クリーンウッド』普及促進事業のうち協議会による普及啓発活動」の概要

実施:(一社)全国木材組合連合会

1 趣旨

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(通称「クリーンウッド法」)が平成 29 年 5 月 20 日施行された。本法が目指す合法伐採木材等の普及促進のために、各種の普及啓発活動を実施する。

2 事業の目的

平成 18 年度から林野庁ガイドライン(以下、「ガイドライン」という)に基づく合法木材の供給体制の整備を行ってきた認定団体、合法木材の供給を行ってきた認定事業者が「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に基づく合法伐採木材等の確認等を円滑に行うための課題や、実効性が高く効率的な取組とするための工夫・方策等について、意見交換、情報交換等を行い、提案を行うとともに、広く事業者、一般消費者等へのクリーンウッド法の意義や合法伐採木材の理解・周知のための普及啓発活動を実施するため、合法伐採木材の流通・利用の促進を目的とした全国レベルの協議会及び都道府県レベルの協議会の開催や、普及啓発活動等に関する以下の内容を実施する。

3 事業の内容と計画

- (1) 全国レベル及び都道府県レベルの協議会の開催
- ○全国レベルの協議会

〈実施目的〉

合法伐採木材の利用促進を進めるため認定団体等による協議会(全国協議会) を開催した。

〈開催時期と回数〉

第1回:2020年9月30日(水)実施済み(結果概要は別資料参照)

第2回:2021年2月書面にて実施

〈議題内容〉

- ・国からの情報提供
- ・クリーンウッド法の運用の課題に関する情報交換
- ・供給側、利用側双方における不適切な事例等及び改善手法についての情報交 換及び提案
- ・川下の木材関連事業者の取組の動向に関する情報交換
- ・合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及手法等に関する意

見交換及び提案等

○都道府県レベルの協議会

〈実施目的〉

都道府県レベルで合法伐採木材の利用促進を進めるため認定団体等による協議会(地方協議会)を開催した。

〈開催回数と場所〉

全国 13 カ所で年度内各 1 回、当該都道府県で開催(予定を含む) 〈議題内容〉

- ・ 全国協議会での議論内容の情報提供
- ・合法伐採木材等を利用する事業者・消費者への普及手法等に関する意見交換 及び提案
- ・国産材の合法性確認の重要性、手法についての関係者間の意識の共有
- (2) 一般事業者や消費者に向けたキャンペーン等の普及啓発活動 協議会の検討結果を受けた全国レベル及び都道府県レベルでの合法伐採木材等 の普及啓発活動を実施した。

〈実施目的〉

木材関連事業者・消費者への合法伐採木材の普及及びクリーンウッド法の周知を行い合法伐採木材の利用促進を図る。

〈主な内容〉

- ○下記の全国レベルの展示会に出展し普及活動を実施した。
- ① 展示会(予定を含む)
- ・Japan Home & Building Show 2020 (11 月 11 日 (水) ~13 日 (金)、東京 ビッグサイト)
- ・建築・建材展 2021 (2021 年 3 月 9 日 (火) ~12 日 (金) 東京ビッグサイト)
- ② 展示の内容
- ・クリーンウッド法の目的と事業者、一般消費者の役割
- ・クリーンウッド法の運用に関する政府の取組
- ・木材関連事業者の責務と取組の状況
- ・登録制度と登録木材関連事業者の紹介
- ○都道府県レベルでの普及啓発活動は、全国レベルの普及活動と同様の都道府 県での展示会への出展、その他クリーンウッド法の普及啓発活動を実施。

(3) 事業報告書の作成

1年間の事業成果を集約した報告書を作成し、全国協議会、地方協議会等に配布して、クリーンウッド法及び合法伐採木材の利用推進のための資料とする。

〈参考〉

全木連が実施するクリーンウッド法関連のその他の事業(2020年度)

1 「クリーンウッド」普及促進事業のうち木材関連事業者登録の推進

(林野庁補助事業)

内容:

- (1) 運営委員会の開催 事業を効果的に実施するための運営員会を開催する。
- (2)登録の手続き等を説明するセミナー・個別相談会の開催 専門家の派遣等による登録のためのセミナー、個別相談会を全国で実施 する。
- (3) 登録促進のための普及資料の作成 セミナー・個別相談会等で配布し、登録を促進するための普及資料(パンフレット)を作成する。
- (4) 事業報告書の作成

2 クリーンウッド法定着実態調査

(令和元年度補正・林野庁委託事業)

内容:

木材関連事業者のクリーンウッド法の認知の程度、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者が取り組むべき措置である合法性の確認、譲り渡しの措置、記録の保存等の取組についての実施状況を調べる。

- (1) ヒアリング調査の実施
- (2)調査結果の分析・取りまとめ

巻末資料 3-3 地方協議会における全木連説明資料 (その3)

2020 年度合法伐採木材利用促進全国協議会(第 1 回) 結果概要

【日時】2020(令和2)年9月30日(水)13:30~15:00

【場所】日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8D 会議室(東京都千代田区) 【出席者】ガイドライン (GL) に基づく合法木材供給事業者中央認定団体、クリーンウッド (CW) 法登録実施機関、海外調査機関、NGO (約30名)、林野庁 (木材利用課長、情報分析官、課長補佐ほか)、全木連(事務局)

【議題】

- 1. クリーンウッド法の進捗状況(林野庁説明)
- 2. 本年度事業の概要(全木連説明)
- 3. 合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意 見交換(自由討議)

【討議内容結果】

以下は、議題3 (合法伐採木材の利用促進に向けた事業者・消費者への普及活動に関する意見交換)における主な意見、質疑である。

- (NGO) 我々も登録をすすめるということで合意してやってきたが、果たして登録をこのまま推進していくことがこの法律の目的にかなっていることなのか、再検証する必要がある。現行の合法性だけでは(持続可能性の観点からは)リスクがまだあると考えている。日本の国内でも誤伐・盗伐問題が出てきている。あらためてリスク管理の意識を定着させていくことを求めたい。
- (団体) 施主が合法伐採木材にもっと関心を持つようにすることが必要。木 拾い表に「産地」も追加したらどうか。国単位の「産地」が分かれば施主も 関心を持つようになるのではないか。
- (団体) CW 法の 5 年後の見直しのスケジュール、レビューの予定があれば教えてほしい。CW 法の中に今までのガイドライン (GL) がどうかかわっているのかわかりにくい。法律の見直しをするときに GL の団体認定の仕組みを法律の中に組み込んでほしい。
- → (林野庁) 見直しについては、5 年をめどに施行状況を踏まえ検討することとしているが、現時点でお話しできることはないところ。CW 法の中での GL の位置づけとして、基本方針の中で GL の証明方法は「確認に活用できる」

と明記されている。

- ○(登録実施機関)多くの木材関連事業者が自分たちに関係することとは思っていないのではないか。日本全体でどれぐらいの木材関連事業者がいるのか、どれぐらいのポテンシャルがあるのかわからない。どれぐらいの規模感でどういうことをやっていくのか明確にしていくことを法律の理解促進と並行して進めていく必要がある。
- (海外調査実施機関) ESG 投資などの観点から、合法性に加えて持続可能性への関心が高まっている。CW ナビの中で合法木材に加え、森林認証材など、持続的に生産された木材についても位置付けることが重要となる。また、CW 法の成果を見るときに、500 社という登録件数を見るのではなく、登録事業者が扱った量を見る方がアピールになるのではないか。さらに、GL による方法は CW 事業者登録までのステップアップとして位置づけさせることができるのではないか。
- (団体) 建設業界から卸売事業者に対して木材調達についての過大な要求がきて困っている。三菱地所は 2030 年までに国産材 100%を目指し、合板についても持続可能性についての要求をしてきているが、それに全て供給で応えられる事業者はない。GL で証明書の例が示されたように、CW 法でも確認できる書類の実例を CW ナビの中で示してもらえると事業者にもわかりやすく安心する。CW 法を進めるにあたって、我々のやってきた団体認定事業はどう対応したらよいのか。
- (海外調査機関) 国の補助事業が登録事業者の増加につながったとの話があったが、今後ほかにもそのようなことを考えているのか。
- → (林野庁) 各種事業において **CW** 事業者登録を要件として求めていく方針。 林野庁では来年春の森林・林業基本計画の改定に向けて作業をしている。そ の時に **CW** 法の話を盛り込んでいきたい。

—了—

栃木県合法伐採木材利用促進地方協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、栃木県合法伐採木材利用促進地方協議会(以下「協議会」 という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、とちぎ県産材をはじめとする合法伐採木材の適切な利用拡大を通じ、森林の適正な整備・保全や地球温暖化防止、循環型社会の形成、 農山村地域の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

- 第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 合法伐採木材の普及啓発に関する次の業務
 - ①合法伐採木材の普及啓発に関する情報の交換
 - ②合法伐採木材の利用促進に関する協力
 - ③合法伐採木材の利用促進に関する各団体等への周知
 - ④合法伐採木材の供給事業者等の登録支援
 - (2) 川上の林産業から川下の住宅産業等で、とちぎ県産材をはじめとする合 法伐採木材を活用した地域の経済的活性化への貢献及び普及・啓発
 - (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第4条 協議会は、次の会員をもって構成する。
- (1) 林野庁関東森林管理局日光森林管理署
- (2) 栃木県環境森林部林業木材産業課
- (3) 栃木県森林組合連合会
- (4) 栃木県木材業協同組合連合会
- (5) 宇都宮木材市場買方組合
- (6) NPO法人 とちぎの木で家をつくる会
- (7) クリーンウッド法登録業者代表

(役 員)

- 第5条 協議会に役員として、会長1名、副会長1名を置く。
- 2 役員は、第8条の会議において、会員の互選により選任する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、協議会を代表し、規約を遵守し職務を遂行しなければならない。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間は、 その職務を行わなければならない。

(会 議)

- 第8条 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。
- 2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は、副会長が議長となる。
- 3 会議は、会員の2分の1以上での出席で成立する。
- 4 その他必要な事項は、その都度会議において定める。

(オブザーバー)

- 第9条 協議会にオブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは協議会の意見を聴いて会長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは会議において意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、栃木県木材業協同組合連合会内に事務局 を置く。

付 則

(1) この規約は、協議会設立の日(令和2年8月25日)から施行する。

鹿児島県合法伐採木材利用促進地方協議会 (鹿児島県合法木材認定機関連絡協議会)規約(案)

(名 称)

第1条 この会は、鹿児島県合法木材認定機関連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、鹿児島県内における合法木材認定機関において、合法木材に関する課題等を検討するために設置するものとし、もって林業・木材産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

- 第3条 協議会は、前条に規定する目的を達成するため次の事業を行なう。
 - (1)合法木材の普及啓発及び利用促進に関すること
 - (2)合法木材認定事業者への指導の強化に関すること
 - (3)合法木材に関する情報交換
 - (4)その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

- 第4条 協議会は次の会員をもって構成する。
 - (1) 鹿児島県の各認定審査会委員長
 - (2)一般社団法人鹿児島県林材協会連合会
 - (3) 鹿児島県森林組合連合会
 - (4) 鹿児島県素材生産事業連絡協議会

(役 員)

- 第5条 1 協議会に役員として、会長1名、副会長2名を置く。
 - 2 役員の選出は、会議において会員の互選により選任する。

(役員の職務)

- 第6条 1 会長は、協議会を代表し、規約を遵守し職務を遂行しなければならない。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員の任期)

- 第7条 1 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 役員に欠員が生じたときは、その後任の任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(会議)

- 第8条 1 会議は、必要に応じて随時開催し、会長が会員を招集する。
 - 2 会議においては、会長が議長となる。会長が欠席の場合は副会長が議長となる。
 - 3 会議は、会員の2分の1以上の出席で成立する。
 - 4 その他の必要な事項はその都度協議会において定める。

(オブザーバー)

- 第9条 1 協議会にはオブザーバーを置くことができる。
 - 2 オブザーバーは協議会の意見を聴いて会長が委嘱する。
 - 3 オブザーバーは会議において意見を述べることができる。

(事務局)

第10条 協議会の業務を行うため、一般社団法人鹿児島県林材協会連合会内に事務局を置く。

付 則

(1)この規約は、協議会設立の日(令和3年1月29日)から施行する。

林野庁補助事業

令和2年度 協議会による普及啓発活動 報告書

2021年(令和3年)3月

一般社団法人全国木材組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 6F

TEL: 03-3580-3215 FAX: 03-3580-3226

URL: http://www.zenmoku.jp